

第一回 震災ボランティア・NPO等と各省庁との定例連絡会議

4月7日（木）午後4時～6時 於：財団法人商工会館 6階会議室

【主催】東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）<http://www.jpn-civil.net/>

【目的】

東日本大震災の被災者を支援するボランティア活動等を進めていくうえで、知つておいた方が望ましい各省庁などの支援策について、被災者支援を行っているボランティア団体・NPO等などが説明を受けます。

また、それぞれの団体が、ボランティア活動等を通じて必要と思われる支援策に関する情報を関係省庁にも提供することで、今後長期に及ぶ被災者の支援を、より被災者の方にとって望ましい内容になるよう連携できる「場づくり」を目的とします。

【プログラム（予定）】司会進行：松原明（シーズ・市民活動を支える制度をつくる会副代表）

- ・ 主催者挨拶
- ・ 各省庁の支援策紹介
- ・ JCN 代表からの質問・要望
- ・ 求められる支援策について会場との意見交換

【主催者からのお願い】

- ・本日は、大変な混雑が予想されます。ご不便をおかけして申し訳ございませんが、お席は譲り合って、前から詰めてお座りください。
- ・本日は、各メディアの取材や USTREAM・ツイッター中継がございます。あらかじめ、ご了承ください。
- ・意見交換では要望書・提案書をお配りいただいた方の発言を優先いたします。時間に限りがありますので、端的にご発言願います。

※要望書や提案書は、後日 JCN のホームページで公開する予定です。

- ・その他、円滑な進行にご協力くださいますよう、何卒よろしくお願ひ申しあげます。

【政府からの参加予定者】（順不同、敬称略）

辻元清美首相補佐官（災害ボランティア担当）

内閣官房震災ボランティア連携室：湯浅室長

内閣府 大臣官房市民活動促進課：尾原課長補佐

内閣府 政策統括官（防災担当）；東企画官（災害予防担当）

内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）；渡部参事官補佐

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課：西岡典弘課長補佐 中島地域福祉専門官

国土交通省 総合政策局政策課：渋谷課長

外務省 國際協力局民間援助連携室：山口室長

外務省 官房総務課：宮下匡之首席事務官

総務省 大臣官房企画課：中野企画官

総務省 消防庁国民保護・防災部防災課：荒山課長補佐

気象庁 総務部企画課：関田課長

警察庁 警備課災害対策室：山口春平災害対策室補佐

内閣府 被災者生活支援特別対策本部事務局：志賀係長（オブザーバー）

経済産業省 地域経済産業グループ立地環境整備課：伊亘課長補佐（オブザーバー）、他

関係省庁の方で、記載漏れや誤記があるかも知れませんが、ご容赦いただきますようお願いします。

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及び
これに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う
特定非営利活動促進法の適用措置について

平成 23 年 3 月 31 日
内閣府大臣官房市民活動促進課

東北地方太平洋沖地震において被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

このたび東北地方太平洋沖地震発生を受け、平成 23 年 3 月 13 日に「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（以下、政令、別紙 2 参照）」が公布・施行されました。

特定非営利活動促進法（以下、促進法）についても、本政令第 4 条に該当する規定に基づき、当面の間の対応として政令を適用措置することで、「特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）が問われるなどを猶予（（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律 第 4 条第 1 項）、別紙 3 参照）」し、促進法のいずれの該当規定による義務（別紙 1 参照）も、今回の地震により履行期間が到来するまでに履行されなかったものについては、平成 23 年 6 月 30 日まで免責することと致しました。

促進法の該当規定は下記のとおりですのでよろしくお願ひいたします。

記

- ①特定非営利活動促進法 第 7 条第 1 項
- ②特定非営利活動促進法 第 23 条第 1 項
- ③特定非営利活動促進法 第 25 条第 6 項
- ④特定非営利活動促進法 第 28 条第 1 項
- ⑤特定非営利活動促進法 第 29 条第 1 項
- ⑥特定非営利活動促進法 第 31 条の 3 第 2 項
- ⑦特定非営利活動促進法 第 31 条の 10 第 1 項
- ⑧特定非営利活動促進法 第 31 条の 12 第 1 項
- ⑨特定非営利活動促進法 第 35 条第 1 項及び第 2 項

【問い合わせ先】

内閣府大臣官房市民活動促進課（担当者：池田）

〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1 TEL : 03-5253-2111（代表）

(別紙1)

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(以下略)

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(以下略)

(定款の変更)

第二十五条 (略)

2～5 (略)

6 特定非営利活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(事業報告書等の提出及び公開)

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

(以下略)

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 (略)

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、その就任の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(以下略)

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2～4 (以下略)

(合併手続)

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第四章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 (略)
- 三 第二十三条第一項又は第二十五条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十二条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第三十一条の十第一項又は第三十二条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 十 (略)

雇用創出基金事業の活用による被災者の雇用機会の創出

対策の趣旨

- ◆ 東日本大震災などにより仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するため、雇用創出のための基金事業の要件を緩和し、積極的に活用する。

1. 重点分野雇用創造事業の要件緩和(全国の交付額:3,500億円)

- ◆ 対象分野に「震災対応分野」を追加。

※現行の対象分野:介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、

教育・研究、都道府県が設定する4分野

- ◆ 「震災対応分野」で実施する事業は、被災者を雇用。

※9県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉)の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。

- ◆ 都道府県又は市町村の臨時職員として雇用し、以下のような事業を実施することが可能。(企業、NPO等への委託による実施も可能。)

- 避難所において、子どもの一時預かりや高齢者の見守りを行う事業
- 避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業
- がれきや漂流物の仕分け・片付け、高齢者宅の片付け支援を行う事業
- 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業

- ◆ 現行「1年以内。更新不可」の雇用期間について、更新を可能とするとともに、既に通算1年雇用されたことがある方も再度の雇用を可能とする。

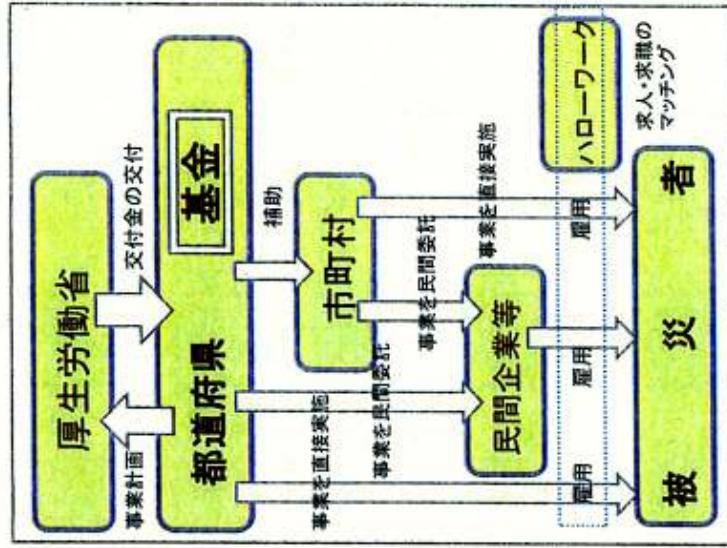
2. 緊急雇用創出事業の要件緩和(全国の交付額:4,500億円)

- ◆ 「震災対応分野」と同様の事業を実施することが可能。

- ◆ 現行「6月以内。1回更新可」の雇用期間について、複数回更新を可能とする
- ◆ 現行「6月以内。既に通算1年雇用されたことがある方も再度の雇用を可能とする」とともに、既に通算1年雇用されたことがあるため、国が交付する交付金を財源として、各都道府県に基金を造成。

※基金事業:離職した失業者等の雇用機会を創出するため、雇用の場を創る事業を実施。平成23年度まで実施。

《事業スキーム》



雇用機会の創出

「震災対応分野」における事業例

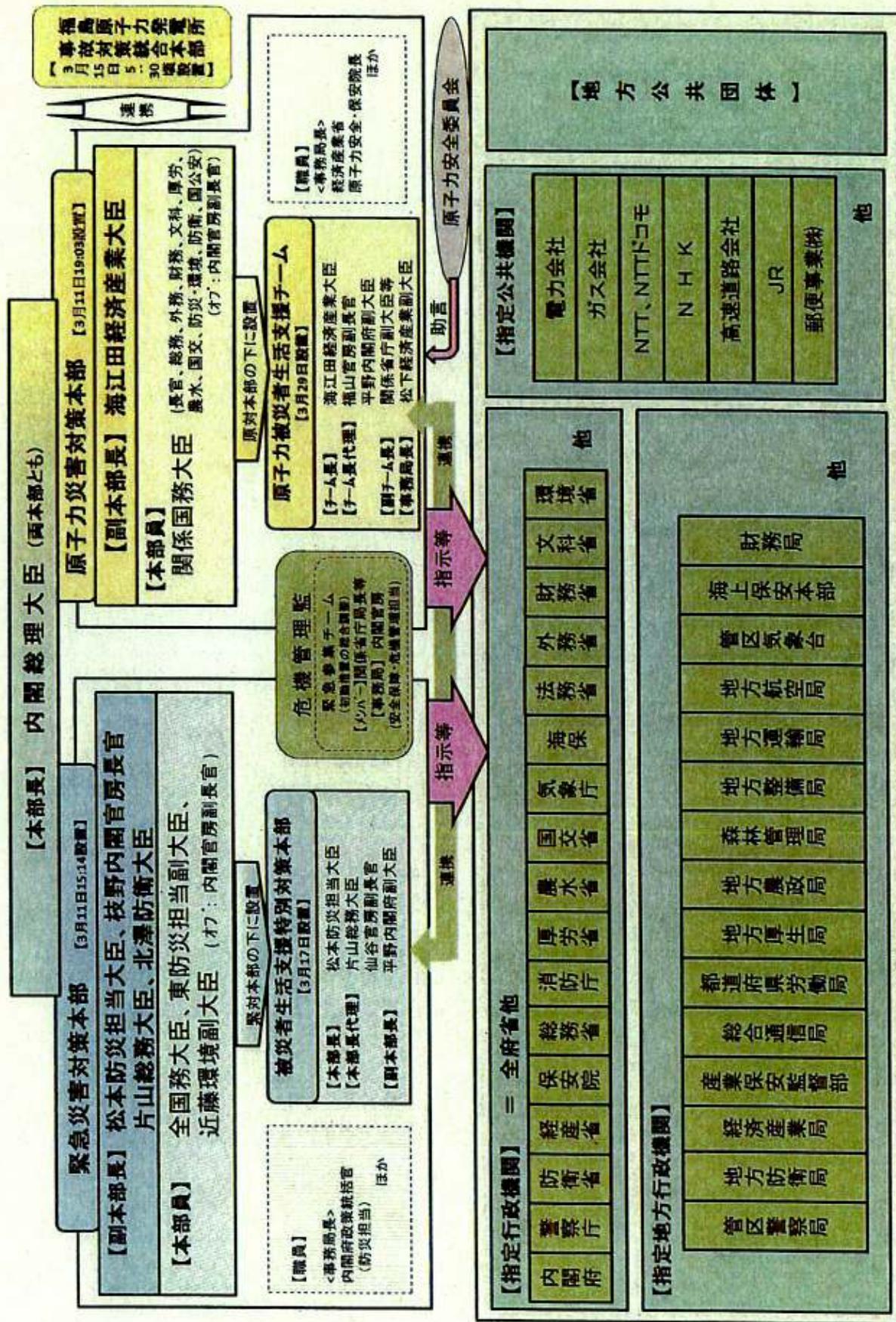
《当面の復旧に関する事業》

- 瓦礫中のアルバム、位牌等の回収、保管、返還
- 支援物資の仕分け、整理、梱包、配送
- 避難所・仮設住宅の運営のコーディネート
- 避難所・仮設住宅の清掃、飲食の配膳、生活相談
- 避難所・仮設住宅での子どもの一時預かり、学習支援
- 避難所・仮設住宅生活者の商業施設、入浴施設等への送迎
- 避難所・仮設住宅でのふれあいイベントの企画、開催
- 被災者宅の戸別訪問による安否確認
- 自宅避難者への支援物資の供給
- 高齢者の自宅の片付け支援、食事の宅配

《復興に向けての事業》

- 地域の安全パトロール
- 安否確認、避難状況等掲示物・サイトの情報更新
- FM局による安否情報・避難所情報等の放送スタッフ
- チャリティーイベントの企画、実行
- ミニコミ誌作成スタッフ
- 街角の花壇づくり、植栽
- 介護等の分野で働きながら経験・資格を取得
- まちづくりに向けての住民ニーズの調査事業
- 農産物・水産物、観光地の復興PR事業
- 未就職卒業者を雇用し、働きながら経験や技術等を習得させる事業
- 地方公共団体による臨時職員の直接雇用

地震災害と原子力災害の指揮系統について



4/7（木）副大臣定例会見参考資料

資料1 被災者生活支援特別対策本部事務局の取組状況	2
現地の課題と生活支援本部の取組	4
・原子力被災者支援チームとの連携	7
【別紙1】 物資の支援状況	8
【別紙2】 被災地における燃料の供給	10
【別紙3】 各避難所の要支援度の把握等	13
【別紙4】 二次非難の受入れ先の確保	15
【別紙5】 今週の検討会議の開催状況	16
資料2 原発事故によって区域外に役場が移転した8町村の避難者の把握	17
・「福島県双葉郡支援センター」の周知について	18
資料3 日本政府を通じた東日本大震災義援金受付のご案内	20
資料4 被災者の避難状況	21

被災者生活支援特別対策本部事務局

平成23年4月6日
被災者生活支援特別対策本部

被災者生活支援

現地の課題と生活支援本部の取組（分類）

次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

I 避難者等支援

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 物資の配達	<p>必要な量・品目が届いていないところがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場まで届くのが遅れている。 ・長期化による品目の変化 <p>〔 県や市町村による調達と配送が困難 〕</p>	<p>【調達計画を作り、実行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な物資の計画的配達 ・専門家による物流の改善 <p>現在は、政府（生活支援本部）が代行しているが、今後、順次、災害救助法の枠組み（県による調達配達）へ移行させる。</p>
2. 避難所等における生活改善	<p>物資以外の支援が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の生活環境改善 <p>〔 生活インフラ、下着と洗濯、プライバシー保護、医師・看護師・保健師の巡回、薬、入浴、トイレ、ごみ処理 等 〕</p>	<p>【方針を決定し、順次実行中】</p> <ol style="list-style-type: none"> ニーズの把握 <ol style="list-style-type: none"> (1) 客観的に 定点観測（2か所×3県）と全避難所の要支援度の把握 (2) 個別に 災対本部現地事務局による聴取 等 対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 必要なところに重点的に対策 (2) 特に対策の必要なところ 改善状況の確認 上記1. (1)により、全避難所の改善状況も確認する。
	個別事項（略）	<ol style="list-style-type: none"> 各省において取り組み中。 本部では、必要事案の調整・解決・指示をしている。

原子力被災者支援チームと被災者生活支援特別対策本部との連携

23.3.29

原子力被災者支援チーム

松下事務局長 決定
平野事務局長

30km圏内に所在する者

30km圏外に所在する者

原子力安全情報の伝達

屋内退避者への支援

圏外への移動

原子力安全情報の伝達

避難者への支援

連携

緊急参集チーム
(主宰:危機管理監)

被災者生活支援特別対策本部

東北地方への燃料供給について

1. 供給量の確保

西日本製油所からの大量転送、民間備蓄水準の大幅引き下げ（70日→45日）、3製油所の運転再開（東燃・川崎、極東石油・千葉、JX日鉱日石・根岸）等により、東北地方の通常の需要量に相当する3.8万kl／日の供給余力を確保。現在の東北地方への供給は約3万kl／日。

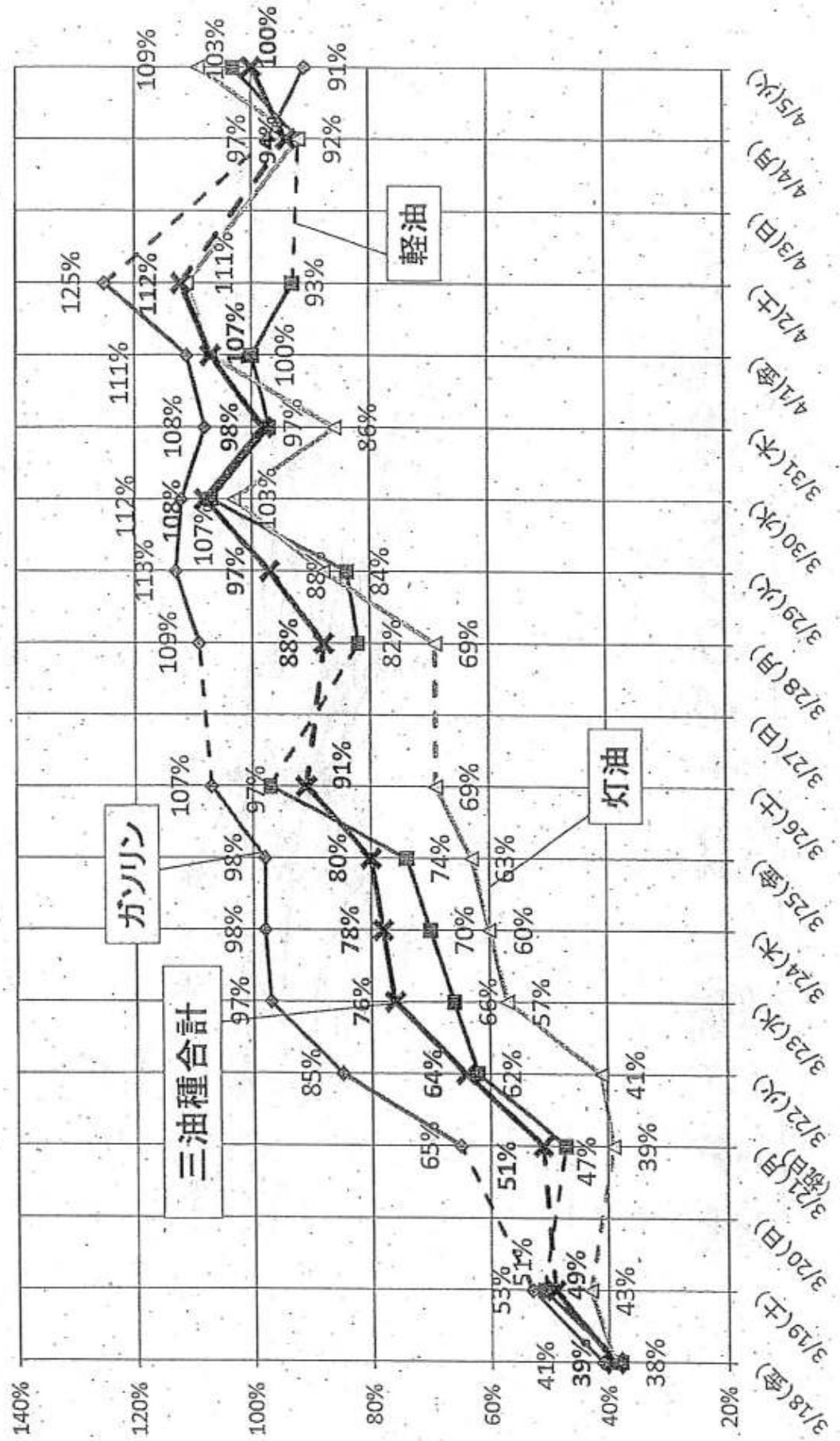
2. 輸送ルートの改善と被災地への供給対策

- (1) 塩竈港の機能回復（約5000klのタンカーが着棧可能、4/4までに約9.1万kl着棧済）
- (2) 鉄道輸送ルートの確保（根岸→盛岡：約1300kl／日、根岸→郡山：約600kl（4/1からは1200kl／日）、宇都宮：6000kl（一部を福島県等へ））
- (3) タンクローリーの大幅投入（285台を追加投入済み）
- (4) 灯油供給対策（ドラム缶約4000本搬入済み、石連からの無償提供約2000本も4/4より順次各県に向けて出荷を開始。）
- (5) 福島原発周辺地域の支援（3/31までに約1100kl）
- (6) 4/3/までに病院等約1360件・約1.5万klのガソリン・軽油等を搬送（当初に比べ、燃料に対する要請は大幅に減少）。
- (7) 被災地の9市町村で仮設ミニSSを設置し、ドラム缶からガソリンを供給（3/27～4/4で約5000台）。

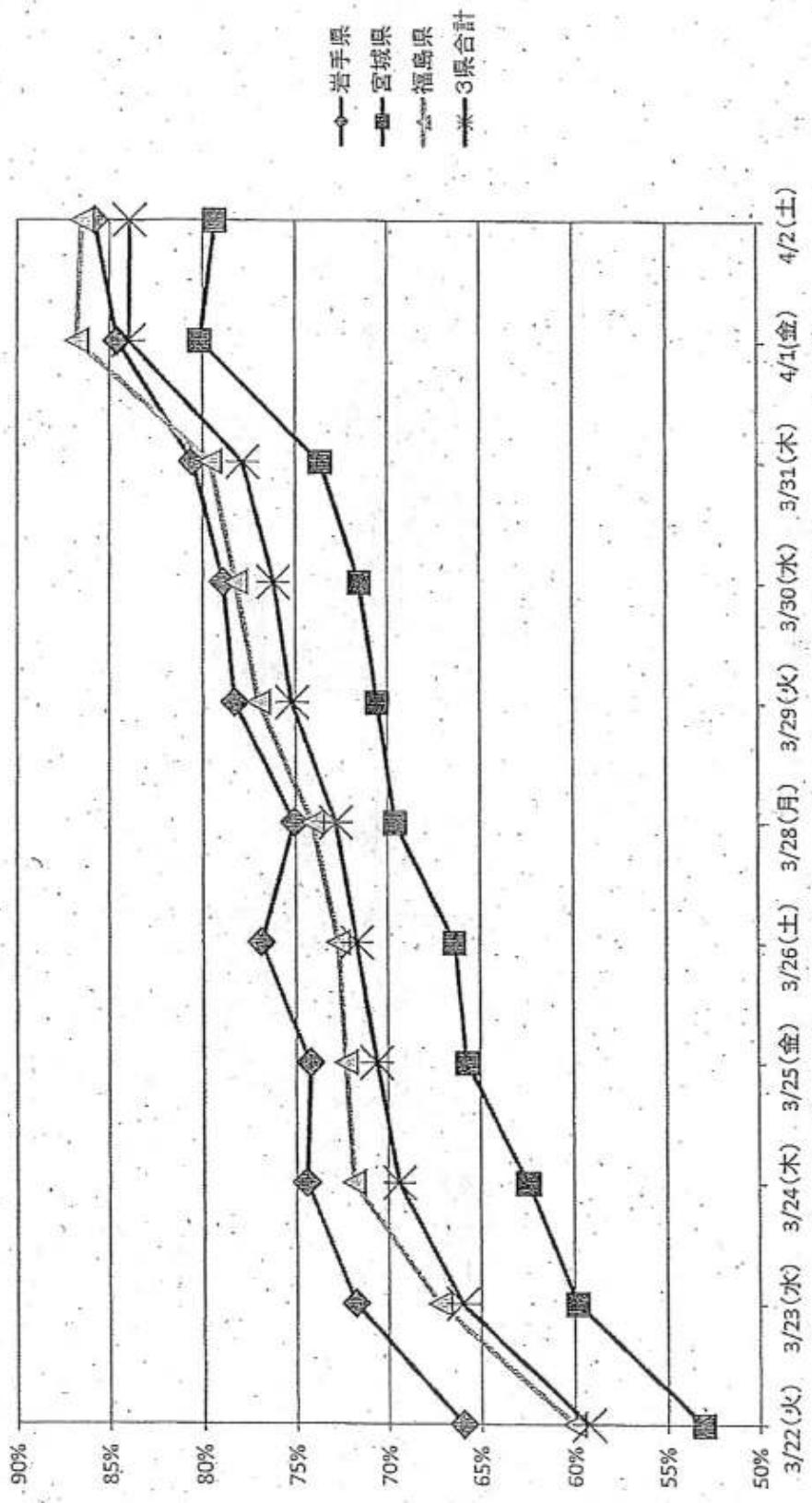
東北地方への石油製品の出荷量(昨年比)

青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県の元売り系列SSへの出荷量

(単位:%)



東北3県におけるSSの稼働状況



平成23年4月7日

各避難所の要支援度の把握について

1 趣旨

東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、すべての避難所（4月4日現在：1,159か所）を対象に生活環境に関する状況を把握する。

各避難所において支援を要する点を把握して、重点的に支援を行う。

2 把握内容及び頻度

(1) すべての避難所が対象となるため、現地事務所及び市町村、避難者にとって過度の負担にならないよう、項目を限定したうえで、各項目ごとに3ないし5段階で評価する。

(2) 項目は次の9項目とし、4月6日から開始し、当面、週1回、結果を取りまとめる予定。（第1回の取りまとめは4月15日を目指す）

- ①水道・電気・ガス・燃料 ②食 ③下着と洗濯 ④プライバシーの確保
- ⑤医師看護師・保健師の巡回等 ⑥薬 ⑦入浴 ⑧トイレ ⑨ゴミ処理

3 結果の集計、活用

(1) 各避難所の生活環境を、上記の9項目の観点から評価する。

(2) 厳しい状態にある避難所に対して、重点的に支援を行うことにより、避難所間の格差を改善する。

平成23年4月6日

避難所の実態把握（モニタリング）

1. 趣旨

被災した東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、避難所を抽出した上で、その実態を定期的に把握することにより、被災者の生活環境の改善に資する。

2. 実態把握の内容

個々の避難所におけるライフライン、食事、衛生環境、物資、医療、教育等の避難所における生活全般にわたり、数量的なデータのみならず、避難者の生活状況を具体的に示す定性的かつ具体的な実態を内容とする。

3. 実態把握の方法

3県それぞれに少なくとも2カ所の避難所を、可能な限り対照的なもの（環境、規模、都市とへき地、など）となるよう選定し、原則として週1～2回の頻度で定点観測する。

※ 本件実態把握の対象となる個別の避難所名及び結果については公表しない。

3. 必要な情報の提供	情報の不足	【内閣広報官と協力し、充実中】 被災者に必要な情報の提供を、官邸HP、壁新聞等政府広報を通じて、また、マスコミの協力を得て行う。
4. 二次避難対策	1. 住民の誘導 ①公営住宅等への移住 ②旅館等への一時避難 2. 仮設住宅の建設	【順次実行中】 1. 県の対策への支援 2. 仮設住宅検討会議（3月28日発足）
5. 原発事故被災者	一般被災者と違った配慮が必要な面も。	【原子力被災者支援チームと協力して実施】 1. 基礎データの把握 2. 対策の実行

II 復旧に向けて

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. インフラ等の早期復旧	1. 被害・復旧状況の把握 2. 公共インフラ等の応急復旧	【各省において取組中。生活支援本部で整理した各省の数字を官邸HP等で公表予定】 (1) 交通等 (2) ライフライン (3) その他インフラ 【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】 (1) 災害廃棄物処理検討会議（3月21日発足） (2) 仮設住宅検討会議（3月28日発足） (3) 復旧対策検討会議（3月29日発足）
2. 生活の再建	住民生活の再建	【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】 (1) 就労推進会議（3月28日発足） (2) 生業支援

III 対策のための基盤の充実

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 市町村機能の回復	1. 役場機能の回復 2. 役場を移転した市町村への支援	<p>【総務省が中心となって、役場を支援】</p> <p>1. 人的支援等 総務省職員の派遣、国家公務員の派遣、地方公務員の派遣のあっせん 等</p> <p>2. 相談窓口等 - 総務省と生活支援本部に窓口を作つて、相談に応じている。 - 役場を区域外に移転した8町村と国との連絡手段を確保するため、パソコンや携帯電話端末の配備を進めている。 - 福島県による避難者の所在確認のためのコールセンターの設置（予定）を広報する。</p>
2. 政府内での対策強化		<p>1. 生活支援本部における各府省との連携強化 - 府省連絡会議による情報共有・連携 - 特定テーマについて府省間連携（各種検討会議で対応（Ⅱ参照））</p> <p>2. 地方公共団体との連携 生活支援本部に地域班を設置し、災対本部現地事務局及び県（ホットライン設置）と連携を密にして、自治体を支援している。</p> <p>3. 国民に向けての広報の強化 官邸HP等を充実中</p>

【別紙5】

今週の検討会議の開催状況

(1) 被災者等就労支援・雇用創出推進会議 (4/5)

- 3月28日設置。座長は小宮山厚生労働副大臣。
- 第3回会議において、当面の就労支援・雇用創出施策（「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階））を取りまとめ。

(2) 被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議 (4/5)

- 3月29日設置。座長は池口国土交通副大臣。
- 第2回会議において、「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」をとりまとめ。

(3) 災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議 (4/6)

- 3月22日設置。座長は樋高環境大臣政務官。
- 第6回会議において、災害廃棄物の全体量の推計、ヘドロの処理方法等の個別課題について議論。引き続き検討。

(4) 被災地の復旧に関する検討会議 (4/7)

- 3月28日設置。座長は平野内閣府副大臣。

【別紙4】

二次避難の受け入れ先の状況

(戸)

	入居済又は 入居者決定戸数	提供可能戸数
応急仮設住宅(4/5 時点) 【国土交通省調べ】	3 6	4, 216 (着工済戸数)
公営住宅等 (4/4 時点) 【国土交通省調べ】	2, 554	20, 033
国の宿舎等 (4/4 時点) 【財務省調べ】	1, 615	26, 002
計	4, 205	50, 251

資料2

23.4.7

二次避難班

原発事故によって区域外に役場が移転した8町村の避難者の把握

原発事故による避難者については、市町村役場が移転したこともあり、居所が不明な者も多い。

現在、県と市町村において、正確な数値の把握に努めている。

(参考)

(総務省調べ(23.4.7現在))

人口 (H22 国調速報値)	【A】	72,818人
役場が把握している避難者数	【B】	約 46,400人
未確認者数	【A-B】	約 26,400人

なお、この他に南相馬市など、役場が移転していない市村からの
圏外避難者がいる。

「福島県双葉郡支援コールセンター」の周知について

1. 「福島県双葉郡支援コールセンター」の設置

震災時の原発事故に伴う避難指示により役場を区域外に移転している8町村については、町村が所在を把握していない避難者が多いが、避難者は連絡をとりにくくなっている。

このため、福島県災害対策本部は8町村の避難者の所在を確認するための「福島県双葉郡支援コールセンター」を4月6日に設置。

2. コールセンターの周知

(1) ラジオ

4月6日の「震災情報 官邸発」でコールセンター設置を紹介する内容を、以下の放送局から放送

- ・ AM：ラジオ福島（21:45～21:50）及び東北放送
 - ・ FM：FM福島（20:55～21:00）をはじめ全国38局
- *福島県と調整のうえ、来週以降に再度紹介を行う予定

(2) 官邸HP掲載

官邸HPの災害対応ページに、福島県HPのコールセンター設置ページとのリンクを張る予定

(3) 新聞突出し広告

4月11～16日に、新聞各紙に突出し広告を掲載予定（掲載紙・掲載日は調整中）

(4) 協力依頼文発出

4月6日付けで、総務省から各都道府県市町村担当課に、コールセンター設置について、幅広い周知の協力依頼文書を発出

日本政府を通じた東日本大震災義援金受付のご案内

今般の東日本大震災に伴い、日本政府における義援金の受付手続きを下記の要領で開始致しますのでお知らせいたします。

皆様からお預かりした義援金につきましては、地方公共団体を通じて、被災者の方々へ届けられます。

受付期間

平成23年4月5日(火)から9月30日(金)まで

受付手続き

通常払込み又は銀行振込の用紙に、住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、お近くの金融機関(全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局)から指定の下記の口座にお振込み下さい。

口座名義はいずれの銀行も「東日本大震災義援金政府窓口」です。

・三菱東京 UFJ 銀行東京営業部(店番 321)	(普)0322313
・三井住友銀行東京公務部(店番 096)	(普)0167524
・みずほ銀行虎ノ門支店(店番 046)	(調整中)
・ゆうちょ銀行(郵便局)	00130-6-623461

東日本大震災義援金政府問い合わせ窓口
受付時間 9:00~18:00まで(土日祝日含む。)
フリーコール 0120-994192

平成23年4月5日

福島県からのお知らせ

～避難している皆さんへ～

福島県では、被災され避難している皆さんに、避難の前にお住まいになっていた市町村へ、現在の所在地、連絡先などを、お知らせいただくようお願いしています。

連絡がお済みでない方は、お早めにご連絡ください。

なお、福島県双葉郡にお住まいになっていた皆さんは、

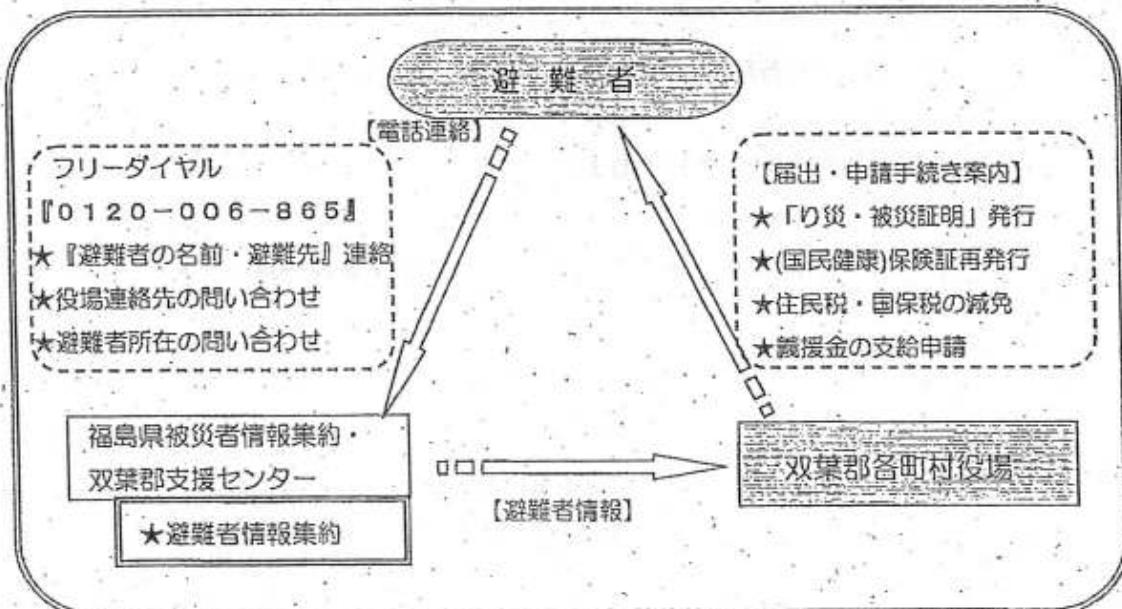
『福島県双葉郡支援センター』へ、至急、ご連絡をお願いします。

双葉郡支援センター 【受付 月曜～日曜 朝8時～夜10時】

フリーダイヤル 0120-006-865

※平成23年4月6日開設

連絡のあった方には、お住まいになっていた町村から、「り災・被災証明」や「国民健康保険証」、「義援金の支払い」などの手続きについて連絡があります。



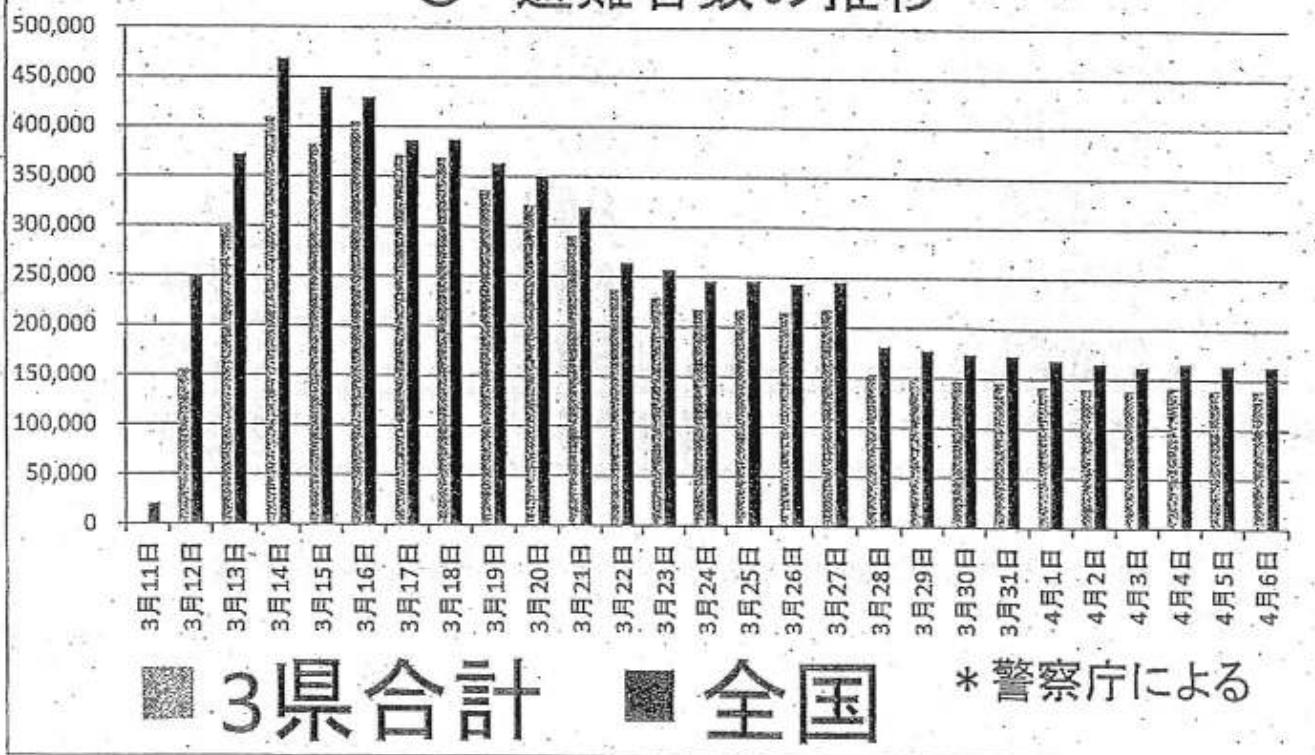
※ 避難者入居者情報センターの業務については、双葉郡支援センターが引き継ぎます。

被災者の避難状況(総括表)

4月6日18:00時点 4月6日20:00時点

	避難者数	避難所数	市町村数
全国計	162,856	2,294	
岩手県	50,202	378	19
宮城県	62,963	489	26
福島県	26,091	278	47
3県合計	139,256	1,145	92

○ 避難者数の推移



被災者の避難状況

4月6日18:00現在 4月6日20:00現在

	避難者数	避難所数
北海道	638	191
青森県	759	181
岩手県	50,202	378
宮城県	62,963	489
秋田県	557	96
山形県	2,037	46
福島県	26,091	278
東京都	859	27
茨城県	958	57
栃木県	1,269	29
群馬県	2,987	54
埼玉県	3,562	47
千葉県	1,204	62
神奈川県	565	67
新潟県	5,837	58
山梨県	846	145
長野県	830	86
静岡県	692	39
合計	162,856	2,330

※出典：緊急災害対策本部及び警察庁緊急災害警備本部資料

東北地方太平洋沖地震に関する
公益認定等委員会委員長からのメッセージ

平成23年3月31日

この度の東北地方太平洋沖地震により尊い生命を落とされた方々、その家族の方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

また、被災によって極めて苦しい生活を余儀なくされている方々の生活が一日も早く復旧、復興することを願ってやみません。同時に、震災の直後から、被災地を含め社会の様々な分野でこの震災から立ち上がるうとする力強い動きがあることに深く心を打たれています。公益の原点とも言うべき互助、共助の精神をもって被災地支援や震災復興の活動をされている方々に心より敬意を表します。

このような未曾有の国難とも言うべき震災から立ち上がっていくためには、官民問わず、国をあげて緊急の対策、復旧、復興に向けて、その資源と英知を結集して取り組んでいかなければなりません。公益法人は、民間にあって公益に貢献したいという「志」を持って設立された団体です。新制度における公益法人の皆様はもちろん、公益目的支出計画を実施中の一般法人の皆様、さらには、特例民法法人の皆様におかれでは、この国難とも言うべき今、何ができるか、何をなすべきかという視点から、これまでの活動にこだわることなく、是非ともこれまで培ってこられた専門的知見や経験、財産を活かし、被災者支援や震災復興に役立つ形での活動や寄附などに資源を振り向け、取り組んでいただきたいと思います。特に、長期に亘る公益目的支出計画を実施・検討している法人の皆様を中心として、このような分野に資源を重点的に振り向かれないか、法人の実情に応じて是非前向きな検討をお願い申し上げます。

公益認定等委員会としても、法人の皆様の気持ちに応えるべく、被災

地支援や震災復興に役立つ形での寄附やさまざまな活動を行うために手続きが必要な場合には、積極的に協力させていただくことをお約束申し上げます。

公益法人はそれぞれ、実現をめざす「志」を持って設立され、活動されていると思いますが、そのような「志」を実現していくためには、今、我が国全体が震災から立ち直り、国難を克服しなければなりません。法人の皆様には、このことを是非ご理解いただき、それぞれの立場でできることに是非取り組んでいただき、力を合わせて今回の震災から立ち上がりていきたいと考えています。宜しくお願い申し上げます。

公益認定等委員会 委員長 池田守男

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受入れ日程一覧

撤収済・撤収中のものは☆

平成23年4月7日現在

国・地域名	チーム構成	到着日	到着先	活動地(撤収日を含む)
韓国	①救助犬2匹、スタッフ(隊長、救助犬オペレーター等)5名 ②救助隊102名 両チームは、②が仙台に到着した14日夜に合流。	①3月12日 ②3月14日	①羽田空港→宮城 ②成田空港→福島空港→宮城	宮城県仙台市(3月23日撤収)
☆ シンガポール	スタッフ 5名 救助犬 5匹	3月12日	成田空港	福島県相馬市(3月15日撤収)
☆ ドイツ	レスキュー隊員41名、救助犬3匹	3月13日	成田空港	宮城県南三陸町(3月15日撤収)
☆ スイス	レスキュー隊員27名 救助犬9匹	3月13日	成田空港	宮城県南三陸町(3月16日撤収)
☆ 米国	レスキューチーム144人 ・フェアファックス(USAR)チーム ・ロサンゼルス(USAR)チーム ・各チーム救助犬を含む。 (なお、原子力規制委員会専門家10名、米エネルギー省34名及びJPNNL2名は引き続き活動中)	3月13日	三沢基地	レスキューチームは、岩手県大船渡市、釜石市、角田市(3月19日撤収)
☆ 中国	レスキュー隊員15名	3月13日	羽田	岩手県大船渡市(3月20日撤収)
☆ 英国	レスキュー関係者 69名、ブレス8名、救助犬2匹	3月13日	三沢基地	岩手県大船渡市、釜石市(3月17日撤収)
☆ ニュージーランド	①先遣隊7名 ②レスキュー隊(S&R)隊員45名	①3月13日 ②3月14日	①成田 ②成田	宮城県南三陸町(3月18日撤収)
☆ 国連	UNDAC 災害調整専門家7名 UNOCHA 災害調整専門家3名	3月13～14日	成田	JICA東京(3月23日撤収)
☆ メキシコ	レスキュー関係者12名、救助犬6匹	3月13～14日	成田	JICA東京(UNDACチームを引き継ぎOCHA職員3名が活動。4月2日撤収。)
☆ オーストラリア	①救急隊員75名 ②救助犬2匹	3月14日	成田空港 横田基地	宮城県名取市(3月17日撤収) 宮城県南三陸町(3月19日撤収)

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受入れ日程一覧

平成23年4月7日現在

搬取済・撤収中のものは☆		国・地域名	チーム構成	到着日	到着先	活動地(撤収日を含む)
☆	フランス	レスキューチーム (モナコ人11名を含む)	134名	3月14日	羽田 →3月15日16時仙台到着済	宮城県名取市、青森県八戸市(3月23日撤収)
☆	台湾	レスキューチーム	28名	3月14日	羽田	宮城県名取市、岩沼市(3月18日撤収)
☆	ロシア	第1陣:75名 第2陣:約80名		第1陣:3月14日 第2陣:3月16日	第1陣:成田(50名)、福島(25名) 第2陣:成田	宮城県石巻市(3月18日新潟から帰国。) 宮城県名取市、岩沼市(3月19日撤収)同22日新潟から帰国。
☆	モンゴル	レスキューチーム	12名	3月15日	成田	宮城県名取市、岩沼市(3月19日撤収)
	国連世界食糧計画(WFP)	物流支援要員	12名(可動式倉庫設営、ニーズ調査)	3月15日~	成田	東京、宮城、岩手
☆	イタリア	調査ミッション	6名(捜査救助、原子力安全等専門家、犬はなし)	3月16日	成田	東京都内で調査(3月21日までに全員帰国)
☆	インドネシア	レスキュー、事務員、メディカル	11名(レスキュー)、4名(事務員、メディカル)	3月18日	成田	気仙沼、塩竈、石巻などの避難所にて自国民の安否確認を含む人道支援活動(3月23日撤収)。同27日に全員帰国。
☆	南アフリカ	救助隊員	45名	3月18日	成田	宮城県岩沼市、名取市、石巻市、多賀城市(3月25日撤収)
IAEA		放射線計測専門家チーム(のべ13名+1名(海洋環境専門家)+IAEA国際支援調整官1名)		3月18日~	成田	東京近辺、福島県内
☆	トルコ	食品モニタリング専門家チーム(3名:FAO職員1名を含む)		3月26日	成田	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京(4月1日撤収)
	イスラエル	沸騰水型原子炉(BWR)専門家2名		4月3日	成田	東京、福島県(調整中)
		救助隊32名		3月19日	成田	拠点:宮城県利府町 活動地:宮城県多賀城市、石巻市雄勝町、宮城郡七ヶ浜町等
		医療支援チーム53名		3月27日	成田	拠点:宮城県栗原市 活動地:宮城県南三陸町

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受け入れ日程一覧

平成23年4月7日現在

撤収済・撤収中のものは☆

国・地域名	チーム構成	到着日	到着先	活動地(撤収日を含む)
インド	支援隊46名	3月28日	成田	拠点:宮城県利府町 活動地:宮城県女川町

諸外国等からの物資支援(実績一覧表)

2011年4月7日 外務省

国・地域・機関	物資内容	日本への受入れ日	受入れ場所
米国	米国際開発庁から緊急物資(寝袋、簡易ベッド、石油ストーブ、灯油等)、放射線防護服1万着。米軍から物資約280トンの配布を含む貨物約3100トンの輸送、消防車2台、ポンプ5機、核・生物・化学兵器対処用防護服99セット、ホウ素約9トン、大型ポンプ1式。その他、放射線線量計30,500枚。	随時	各地
国連児童基金(ユニセフ)	水(約4万本)、子供用下着(20万枚)、おもちゃ、ぬいぐるみ、教育キット、レクリエーションキット、絵本	随時	宮城県 岩手県 福島県
中国	12人用テント500張、6人用テント400張、毛布2,000枚、手提げ式応急灯200個	3月14日	宮城県
	水(6万本)、使い捨てゴム手袋(325万組)	3月28日	茨城県 宮城県他
	仮設トイレ60個、厚手ゴム手袋1万組、スニーカー2.5万足	3月31日	宮城県
	ガソリン1万トン	4月2日	各地
	ディーゼル油1万トン	4月3日	各地
台湾	発電機590台、毛布725箱、寝袋1,589箱、スリーピングマット236箱、衣類(防寒着等を含む)3,421箱、食品16.5トン、ストーブ900台、マスク54箱、カイロ150箱	3月14日～21日	宮城県 福島県 岩手県
モンゴル	毛布(約2,500枚)、セーター・靴下等の防寒衣(計約800着・足)	3月14日～15日	宮城県
インド	毛布(26,740枚)	3月16日～30日	栃木県他
	水(750ml×約1.3万(約10トン分))	3月23日	宮城県
	ビスケット(約10トン)	3月28日	宮城県
カナダ	毛布(約2.5万枚)	3月17日	宮城県 山形県 神奈川県
タイ	毛布(約2万枚)	3月17日	栃木県 山形県他
	サバイバル・キット(500個)、寝袋(1,000セット)、缶詰(約2.8万個)、ラーメン(2.8万食)、懐中電灯(約130個)	3月18日～26日	岩手県 宮城県(県及び石巻市) 福島県
	懐中電灯(約200個)		埼玉県
	水(1.5L×約9,000本)		茨城県
	防寒具(420箱)、缶詰(17箱)、サバイバルキット600セット、水(500ml×4.5万本)、ラーメン252食		岩手県(県及び大船渡市)
	毛布(16,000枚)		岩手県 福島県 東京都
ウクライナ	毛布(2,000枚)	3月17日	栃木県

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受入れ日程一覧

平成23年4月7日現在

撤収済・撤収中のものは☆

国・地域名	チーム構成	到着日	到着先	活動地(撤収日を含む)
☆ フランス	レスキューチーム員134名 (モナコ人11名を含む)	3月14日	羽田 →3月15日16時仙台到着済	宮城県名取市、 青森県八戸市(3月23日撤収)
☆ 台湾	レスキュー隊員28名	3月14日	羽田	宮城県名取市、岩沼市(3月18日撤収)
☆ ロシア	第1陣:75名 第2陣:約80名	第1陣:3月14日 第2陣:3月16日	第1陣:成田(50名)、福島(25名) 第2陣:成田	宮城県石巻市(3月18日新潟に撤収。同22日新潟から帰国。)
☆ モンゴル	レスキュー隊員12名	3月15日	成田	宮城県名取市、岩沼市(3月19日撤収)
国連世界食糧計画(WFP)	物流支援要員12名(可動式倉庫設営、ニーズ調査)	3月15日～	成田	東京、宮城、岩手
☆ イタリア	調査ミッション6名(捜査救助、原子力安全等専門家、犬はなし)	3月16日	成田	東京都内で調査(3月21日まで)に全員帰国
☆ インドネシア	11名(レスキュー)、4名(事務員、メディカル)	3月18日	成田	気仙沼、塩竈、石巻などの避難所にて自国民の安否確認を含む人道支援活動(3月23日撤収)。同27日に全員帰国。
☆ 南アフリカ	救助隊員45名	3月18日	成田	宮城県岩沼市、名取市、石巻市、多賀城市(3月25日撤収)
JAEA	放射線計測専門家チーム(のべ13名+1名(海洋環境専門家)+IAEA国際支援調整官1名)	3月18日～	成田	東京近辺、福島県内
☆ 食品モニタリング専門家チーム(3名:FAO職員1名を含む)	3月26日	成田	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京(4月1日撤収)	
トルコ	沸騰水型原子炉(BWR)専門家2名	4月3日	成田	東京、福島県(調整中)
	救助隊32名	3月19日	成田	拠点:宮城県利府町 活動地:宮城県多賀城市、石巻市雄勝町、宮城郡七ヶ浜町等
イスラエル	医療支援チーム53名	3月27日	成田	拠点:宮城県栗原市 活動地:宮城県南三陸町

国・地域・機関	物資内容	日本への受入れ日	受入れ場所
国際電気通信連合(ITU)	衛星移動通信端末等の貸与(152台)	3月17日～22日	岩手県 宮城県他

国・地域・機関	物資内容	日本への受入れ日	受入れ場所
インドネシア	毛布(約10,000枚)	3月18日～20日	岩手県 山形県 埼玉県
キルギス	水(ミネラル・ウォーター約2.5トン)	3月18日	宮城県
フランス	毛布(8,000枚)	3月19日	山形県
	毛布(6,870枚)、マスク(97万2千枚)、防護服・防護マスク(約2万着)、放射能計測機(250個)、ポンプ10台、発電機5台、コンプレッサー5台、環境測定車両3台、環境測定被牽引車両(1台)、医薬品5トン、消毒用アルコール12トン、食料品10トン、水(0.5L×10万800本)	3月25日	岩手県 宮城県 福島県 茨城県 他
	防護服(1000着)	4月6日	防衛省
シンガポール	毛布(4,350枚)、水(0.5L×1万本、1.5L×1万本)、マットレス(200個)、ポリタンク(20L×3,000個)、非常食(4,400食)	3月19日	宮城県
韓国	毛布(6,000枚)、水(100トン)	3月19日	福島県
	食料(レトルト焼飯(30,000個)、チョコパイ(12,000袋)、ラーメン(129,024袋)等)、長靴(4,000足)、ゴム手袋(12,000個)、ペットボトル茶(14,000本)	3月27日	宮城県
	水(480トン)、海苔、レトルトご飯	4月2日	宮城県
	マスク(2万個)、石けん(2万個)、作業用手袋(3,500組)、レトルト炊き込み御飯(2,800食)	4月5日	岩手県
ロシア	毛布(1.72万枚)、水(3.6トン)	3月19日	宮城県
ウズベキスタン	テント200点、毛布2,000枚、防寒長靴2,000足	3月23日	福島県 宮城県
イラン	缶詰5万個(ツナ及びインゲン豆:各2.5万個)	3月24日 3月31日	宮城県
EU	オランダ マットレス(1,998台)	3月24日	茨城県
	デンマーク 毛布(23,310枚)	3月24日 3月29日	茨城県 栃木県
	リトアニア 毛布(2,000枚)、寝袋(300点)	3月24日	茨城県
	フィンランド 放射線計測モニター(50台)	4月5日	茨城県
	ハンガリー 食料品(カップラーメン(39,864食)、桃缶(8,640個)、チョコバー(27,000個)、チョコかけアップルチップ(28,800袋)(合計16.7トン分))	4月6日	宮城県
	スウェーデン 屋外作業用手袋(10,000点)、ゴムブーツ(296足)		
	スロバキア 衣料品(Tシャツ(1000点)、ズボン(1000点)、シャツ(1000点)、ブルオーバー(1000点))、靴(1000足)、寝袋(112点)、テント(14張)		
ベネズエラ	毛布(5トン)、缶詰(1,190箱)、水(約2.8トン)	3月24日	福島県 宮城県
マレーシア	食料品パック(約2,000個)	3月24日	宮城県
国連世界食糧計画(WFP)	栄養強化ビスケット(50万個) 可動式倉庫10基、プレハブ10棟 各国等からの支援物資(毛布、食料等)の国内輸送を実施。	3月24日 3月25日	宮城県(県及び石巻市)
フィリピン	食料品パック(1,500個)、カップめん(12,000個)、バスタオル(1,000枚)、マット(1,000枚)、防塵マスク(5,000枚)	3月25日	宮城県 岩手県
	水(1.5L×500本)		岩手県

国・地域・機関	物資内容	日本への受入れ日	受入れ場所
ノーベル	常温保存可能牛乳パック(9トン)、高カロリービスケット(13.5トン)	3月26日	宮城県
ネパール	毛布(5,000枚)	3月26日 3月27日	埼玉県
イスラエル	携帯トイレ(150個)、手袋(8,290組)、アクリルフリース毛布(6,000枚)、コート(1万着)	3月27日	福島県
メキシコ	保存食料(約8.4トン)、衛生物品セット(約3.4トン)、水(約6.8トン)	3月27日	宮城県 茨城県
英国	水(約100トン)	3月28日	茨城県
	放射線計測機、個人線量計、ヨウ素吸着マスク、ヨウ素吸着用缶、防護服、防護フード等	4月2日	調整中 (一部福島県)
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)	ソーラーランプ(1,794個)	3月29日	宮城県
バングラデシュ	毛布(2,000枚)、ゴム長靴(500足)、ゴム手袋(1,000組)	3月31日	新潟県 宮城県
トルコ	毛布、シーツ(5,000枚)、ツナ缶(49,000個)、ウズラ豆(20,000個)、水(18.5トン)	4月4日	東京都 福島県 宮城県
ウルグアイ	コンビーフ缶(4,600缶)	4月4日	宮城県

※本表は、外国政府等から提供された物資支援をまとめたもの。

※諸外国等からの物資支援の希望については、被災者生活支援特別対策本部事務局等における被災地のニーズとの調整を踏まえ、受入れ作業を順次進めている。

★4月6日時点で130の国・地域及び国際機関が支援意図を表明(包括的な支援表明又は物資支援分)。

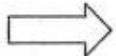
東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を支出した場合の税務上の取扱いは、次のとおりとなります（義援金等の寄附先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。）。

1. 個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い

個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。（所法 78①②）

特 定 寄 附 金



寄附金控除の対象

▽ 特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることになります。

$$\left(\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額} \right) - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注）特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

「特定寄附金」には、例えば、次に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」（平 23.3.15 財務省告示第 84 号）として直接寄附した義援金等
- ⑤ ①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの（以下「募金団体を経由する国等に対する寄附金」といいます。）

☆ 東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を募集する募金団体の方へ

募金団体が受ける義援金等が、最終的に国や地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認できれば、上記⑤の「募金団体を経由する国等に対する寄附金」に該当するものと取り扱われます。具体的な確認事項、確認手続き等については、「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について（事務運営指針）（平成 14 年 2 月 25 日課法 2-3 ほか）」を参照の上、最寄りの税務署の法人課税部門又は個人課税部門にご確認ください。

2. 法人が義援金等を寄附した場合の取扱い

法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」(国等に対する寄附金)、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。(法法37③)

国等に対する寄附金
指 定 寄 附 金

いずれも、
支出額の全額が損金算入

「国等に対する寄附金」には次の①、②、③又は⑤に掲げる義援金等が、「指定寄附金」には次の④に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」(平23.3.15 財務省告示第84号)として直接寄附した義援金等
- ⑤ 募金団体を経由する国等に対する寄附金

(注) ①から⑤は、「1. 個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い」に記載した①から⑤と同様です。

3. 義援金等を寄附した者が、寄附金控除(個人の方)又は損金算入(法人)の適用を受けるための手続き

所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類(例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など)を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

法人税：確定申告書の別表14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

(注) 日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合には、郵便窓口で受け取る半券(受領証)をもって寄附したことを証する書類として差し支えありません。

(注) 上記の内容は、平成23年3月18日現在の法令等に基づいて作成しています。

◆◆ 問合せ先 ◆◆

この内容について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

厚生労働省

生活支援ニュース 第1号

「避難所で生活されているみなさんへ」

東北地方太平洋沖地震では、多くの市町村が甚大な被害を受け、地域にお住まいのみなさんも大変なご苦労をされていることと存じます。心よりお見舞い申し上げます。このたび、厚生労働省では、被災されたみなさんの健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を「生活支援ニュース」としてお届けすることになりました。このニュースが、少しでもみなさんのお役に立てれば幸いです。

みんなのまわりに、目や耳の不自由な方や、身のまわりの状況が即座には把握しにくい、といった方はいらっしゃいませんか？

そうした方は必要な情報を得ることが難しく、支援の手がさしのべられないおそれがあります。耳の不自由な方に手話等で情報を伝えるなど、周囲の人の手助けが必要な方に、ちょっとした心配りをお願いします。

目次

健康のために	ここらの健康のために気をつけること	P2
	即席マスクの作りかた	P2
	からだの健康を守るために気をつけること	P3~P4
医療・介護支援について	保険証をなくした場合	P5
	介護サービスの利用について	P5
	被災地住民の診察代・介護利用料の負担について	P5
配慮が必要な方へ	目の不自由な方	P6
	耳の不自由な方	P6
	発達障害のある方	P6
生活支援について	生活費の無利子貸付について	P7
しごとの支援について	ハローワークなどの相談窓口について	P8
	雇用調整助成金など特別な支援策について	P8

● 健康のために

ここらの健康のために 気をつけること

からだの健康はもちろんですが、ここらの健康も大切です。避難先では顔なじみや話せる相手を見つけ、困ったことがあれば、ひとりでかかえ込まずに相談してみましょう。眠れないときでも、横になるだけで、からだもここらも休めることができます。

まわりの人が不安を感じているときは

- そばに寄り添い、安心してもらえるようにしましょう。
- 困っていることがあるかもしれません。相談に乗ってあげましょう。
- 相手の目を見て、ゆっくりと話しましょう。

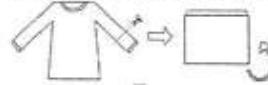
子どもが不安を感じているときは

- 子どもをひとりにせず、安心・安全感を持たせてあげましょう。
- 抱っこや体をさするなど、スキンシップを増やしましょう。
- 赤ちゃん遊び、わがままなどが出て、しつけ受け止めであげましょう。
- 深刻な映像を繰り返し見ると、不安な気持ちが強くなることがあります。そのような場面を子どもに見せすぎないように、大人が配慮しましょう。

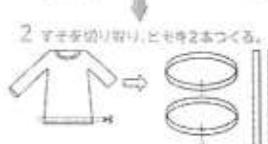
即席マスクの作りかた

感染症を防ぐため、マスクはできるだけ頻繁に交換することが大切です。
いらなくなってしまった衣類で簡単に作ることのできるマスクをご紹介します。

1 そでを切り取り、中心で折り返して、二重にする。



3 折り返したそでにヒモを通し、上下、それぞれをしばる。



※できるだけ清潔な衣類をご使用ください。

被災者支援サイトOLIVEより転載 URLはこちら ➡ <http://www.olive-for.us/>

● 健康のために

からだの健康を守るために気をつけること

避難生活をおくるうえで、病気にからないために大切なことを以下にまとめました。

① 生活・身のまわりのこと

トイレで体調を崩さないために	- トイレが不足していたり、汚れていて使いたくないなどの理由で、食事や水分を控え、トイレに行く回数を減らそうとする方が少なくありません。しかし、トイレをがまんし続けると、脱水症状や感染症、さらに重い病気の危険性が高まります。そうなる前に、水分をとるよう心がけましょう。 - 特に高齢者は脱水に気づきにくいため、意識して少しずつでも水分をとりましょう。 - トイレはできるだけ男女別に分けましょう。 - 感染症を防ぐため、きれいな水が使える場合は石けんで十分に手を洗いましょう。 - 掃除の担当者を決め、定期的に清掃・消毒しましょう。
飲み水でおなかをこわさないために	- 生水を飲むのは避けましょう。 - 給水を受けてくみ置きした水には、配給された日時を書いておきましょう。古くなった水は生活用水などにし、飲み水としては使わないようにしましょう。 - 井戸水を飲む場合は、煮沸するなど殺菌してからにしましょう。
食べ物でおなかをこわさないために	- 食事の前にはきれいな水で手を洗うのがいちばんですが、水が確保できない場合、手指用の消毒アルコールがあればそれを使うようにしましょう。 - 調理器具などは、使った後にできるだけ洗うようにしましょう。 - 下痢や嘔吐などの症状がある人は、食べ物を取り扱う作業をしないようにしましょう。 - 配られた弁当や炊き出しの食事は、長時間保存しないようにしましょう。
身のまわりを清潔に保つために	- 体調の悪い人や高齢者に配慮しながら、時々換気しましょう。 - 授乳喫煙を防ぐため、避難所では原則として全面禁煙にしましょう。 - 避難生活が長くなると、敷きっぱなしの布団は湿気を含み、ダニの心配も出されます。できれば時々干しをして、風を通しましょう。 - ゴミは定期的に集め、屋外の閉鎖された場所で管理しましょう。

② 病気の予防

感染症を防ぐために	- 熱やせきの症状がある場合はマスクをしましょう。 - 下痢や嘔吐の症状がある場合は、水分補給と手洗いを心がけましょう。可能なら医師の診察を受け、入院など、避難所とは別の場所での療養を検討しましょう。 - けがをした場合は、そこから破傷風に感染するおそれがあります。放置せず、手当てを受けるようにしてください。 - 歯みがきが不十分だと、口の中に細菌が繁殖し、感染症になる危険性が高くなります。毎日、歯をみがきましょう。できないときは、「ぶくぶくうがい」をしましょう。 - 入れ歯の手入れも大事です。寝る前には入れ歯を外し、歯ブラシでみがきましょう。 - 入れ歯をなくしたりこわしてしまったら、早めに避難所の担当者に相談しましょう。歯が痛いときはもがまんせずに相談しましょう。
一般化炭素中毒にならないために	- 屋内や車庫など換気の良くない場所では、発電機や木炭を使ったキャンプ用コンロなどを使わないようにしましょう。これらは、換気注意事项で使いましょう。
エコノミークラス症候群にならないために	- 同じ姿勢を続け、歩歩や長い体操などで体を動かしましょう。 - 水分をたくさんとりましょう。ただ、アルコールやコーヒーは、飲んだ以上の水分が体の外に出てしまうため、避けましょう。 - 体を暖め付かない、ゆったりした服を着ましょう。 - 緊張を心がけましょう。 - 胸の痛みや、足が痛む・赤くなる・むくむ、といった症状が出た場合は、早めに避難所の担当者や医師に相談してください。
体力低下を防ぐために	- 筋力が弱ったり、筋肉が固くなったりしないよう、体を動かしましょう。 - 身のまわりのことでできることは、なるべく自分で行いましょう。みんなで行う作業にも参加しましょう。

持病や既往歴上の不安があれば、避難所の医療専門部へ早めにご相談ください。

● 医療・介護支援について

保険証がなくても、 病院で診てもらえます。

避難するときに保険証(被保険者証)をなくしてしまった場合でも、全国の病院で診察や治療を受けられます。病院の窓口で、「名前」「生年月日」「住所」「勤務先名」「現在の連絡先」などをお伝えいただければ大丈夫です。地震の後に他の市町村に移った方も、同じように受診できます。

介護サービスも、まだ要介護認定を 受けていない場合でも利用できます。

まだ要介護認定を受けていない人や、認定の有効期限を過ぎている人でも、サービスを利用できます。お近くの市町村にご相談ください。認定を受けてはいるものの、介護保険証をなくしてしまった場合も、市町村の窓口に「名前」「生年月日」「住所」を書いていただければ大丈夫です。

被災された方は、 診察代や介護利用料がかかりません。

被災地にお住まいでの生活にお困りの方は、医療機関や介護施設、介護事業所に申し出ただければ、診察代や介護サービス利用料(自己負担分)を支払う必要はありません。



P5

● 生活支援について

当面の生活費を 無利子でお貸しします。

被災された方へ、さしあたっての生活費を10万円まで(特別な場合は20万円まで)お貸しします。地震の後に他の市町村に移った方も、避難先の社会福祉協議会へお申し込みください。

【対象:被災世帯】

貸付上限: 10万円以内(※特別な場合は20万円以内)

返済期間: 1年内は返済なし

償還期限: 借入期間経過後2年以内

貸付利子: 無利子

連帯保証人: 不要

※特別な場合

●ご家族に亡くなった人がいる場合

●ご家族に要介護者がいる場合

●4人以上のご家族の場合

●ご家族に重傷者、妊娠婦、学校に通う子どもがいる場合で、特に社会福祉協議会会員が認めたとき

生活費の貸し付けについては、お近くの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

MEMO

● 配慮が必要な方へ

まわりの人のお手伝いが 必要な方やそのご家族へ

避難所の担当者に「どのような支援が必要か」をお伝えください。
お困りのことがあれば、次の連絡先へご相談ください。

目の不自由な方

東北関東大震災視覚障害者支援対策本部

□ 本 部 / 電話: 090-1704-0874 (営業)	FAX: 03-5291-7886
□ 岩手県 / 電話: 090-1704-2448 (営業)	FAX: 019-606-1744
□ 宮城県 / 電話: 090-1704-0437 (営業)	FAX: 022-219-1642
□ 福島県 / 電話: 024-531-4950 (火~日 9:00~17:00)	FAX: 024-534-0522

耳の不自由な方

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部

□ 本 部 / 電話: 03-3268-8847 (9:00~18:00)	FAX: 03-3267-3445
□ 岩手県 / 電話: 019-601-2020 (月~金 10:00~16:00)	FAX: 019-601-2021
□ 宮城県 / 電話: 022-293-5531 (8:30~18:30)	FAX: 022-293-5532
□ 福島県 / 電話: 024-522-0681 (月~金 9:00~17:30)	FAX: 024-522-0681 (土 9:00~12:00)

発達障害のある方

発達障害者支援センター

□ 岩手県 / 電話: 019-601-2115 (月~金 9:00~17:00)
□ 宮城県 / 電話: 022-376-5306 (月~土 9:00~16:30)
□ 仙台市 / 電話: 022-375-0110 (月~金 8:30~17:00)
□ 福島県 / 電話: 024-951-0352 (月~金 8:30~17:00)
□ 茨城県 / 電話: 029-219-1222 (月~金 9:00~17:00)

障害のある人への思いやりを

大勢の人が出入りする避難所生活は、誰にとっても落ち着かないものです。特に、環境の変化の影響を受けやすい発達障害者や認知症の方については、まわりの人が十分に気を配る必要があります。ご家族へも、「気にしないで」と声をかけてあげてください。

● しごとの支援について

ハローワーク、労働基準監督署などの 相談窓口にご相談ください。

ハローワークでの「震災特別相談窓口」の設置や避難所への出張相談で、被災されたみなさんの支援に取り組んでいます。動けない人が休業してしまった、社宅・寮付きの仕事を探している、別の地域で就職したい、内定を取消された…など、なんでもご相談ください。また、都道府県労働局や労働基準監督署の「緊急相談窓口」では、労働条件、安全衛生、労災補償、労働保護などについて、ワンストップで相談を受け付けています。

事業を休業・廃止せざるをえない 場合には特別な支援策があります。

震災の影響で事業を縮小せざるをえない場合、事業や雇用の見通し、賃金、休業手当が支払われるかどうかについて、事業主と従業員で相談し、確認してください。

事業主が従業員の雇用を守るために休業させ、従業員に休業手当を支払った場合、その2/3(中小企業は4/5)を助成する雇用調整助成金があります。被災地では支給要件を緩和していますので、ぜひ、ご活用ください。

震災で事業が停止し、給料が支払われない場合には、従業員の方は離職していくても失業給付が受けられます。災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業し、従業員が一時的に離職しなければならなくなったりした場合にも、失業給付が受けられます。

勤めていた会社が倒産して給料や退職金が支払われない場合には、国が会社に代わって、その一部を立て替えて払いする制度が利用できます。

雇用調整助成金や失業給付についてはハローワークへ、未払い賃金の立て替え払い制度については労働基準監督署へお問い合わせください。

東日本大震災(被災者・復旧担当者支援) ポータルサイト(気象庁)



お問い合わせ
検索

文字の大きさ 小 | 中 | 大

サイトマップ

ご意見・ご感想

ENGLISH

ホーム

防災気象情報

気象統計情報

気象等の知識

気象庁について

案内・申請・リンク



方針に関する注意事項をまとめたページ



分野別に探す

気象警報・注意報等
気象警報・注意報、台風、風・洪災・土砂災害・竜巻等の防災気象情報

天気予報

天気予報、週間天気予報、海上予報、1か月・3か月等の季節予報、紫外線、黄砂などの情報

気象観測データ

現在・過去の気象観測データ、気象衛星画像、天気図など

地震・津波

地震、津波に関する情報

火山

火山に関する情報

地球環境・気候

日本や世界の気候、地球温暖化、エルニーニョ、ヒートアイランドなどに関する情報

海洋

海位、波浪、海水温、潮流、海水などに関する情報・海洋の健康診断表

防災情報提供センター
国土交通省が持つ防災情報を
直ちに提供しています。

東日本大震災～東北地方太平洋沖地震～ 被災者・復旧担当者支援のための気象情報など

はじめてご利用になる方へ

実際に見る各ページのページ

気象のトップページへ

下記以外の情報は左側の「分野別に探す」より

台風情報 地震情報 天気図 関連天気予報

レーダー

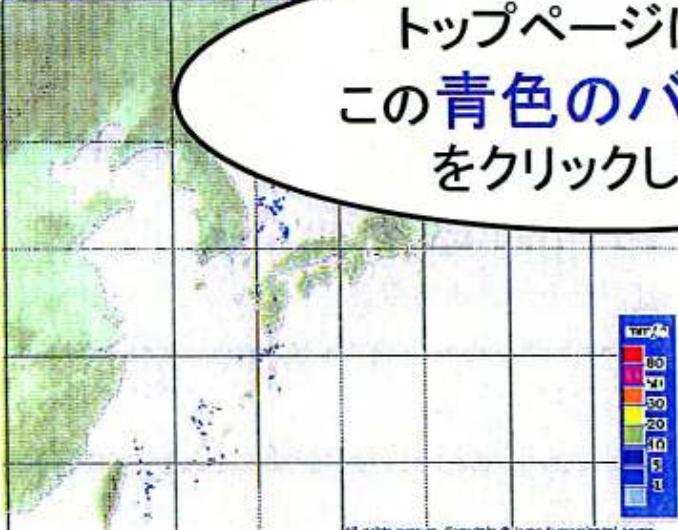
気象警報 注意報

天気予報

アメダス (気温)

衛星画像

平成23年04月06日16時20分 (16:20 JST:06)



トップページにある
この青色のバナー
をクリックします

新着情報

平成23年4月5日

- ▶ [積雪の雪深度割点の路面について](#)
- ▶ [現地調査による津波調査と付近の津波の高さについて](#)
- ▶ [平成23年4月2日 平成23年4月2日16時55分頃の茨城県南部の地震について](#)

気象庁について

- ▶ 気象庁のご案内
- ▶ 組織・制度
- ▶ 本庁内の施設・アクセス
- ▶ 各地の気象台・施設等
- ▶ 説明会
- ▶ 予算の概要
- ▶ 気象業務の評価
- ▶ 計画会議
- ▶ 所管法令一覧
- ▶ 所管公益法人(特例民法法人)
- ▶ 刊行物・レポート
- ▶ 調査報告

お問い合わせ

ホーム

防災気象情報

気象統計情報

気象等の知識

気象庁について

室内・申請・リンク

ホーム > 東日本大震災～東北地方太平洋沖地震～関連ポータルサイト

東日本大震災～東北地方太平洋沖地震～関連ポータルサイト

※以下のボタンをクリックすると、ページ内該当箇所へ移動します。

気象予測資料

気象庁発表情報

各県の気象台・関連機関

地震の概要

3月11日14時46分頃に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。

この地震により宮城県東原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強など広い範囲で強い揺れを観測しました。

また、太平洋沿岸を中心に高い津波が観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害がありました。

気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名しました。

(東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所事故による災害については、「東日本大震災」と呼称することとなりました。)

地震情報、天気情報などをご利用の上、十分な注意をお願いします

この地震に伴い余震が多発発生しています。

揺れの強かった地域では、余震による強い揺れによって土砂災害や家庭の倒壊などの危険がありますので、引き続き余震に警戒してください。

また、大きな余震が発生すると津波が発生する可能性があり、津波警報や津波注意報を確認して下さい。

なお、余震活動地域の外側の福島県東部、長野県北部、秋田県内陸北部でも

外側でも若干地震活動が高まっていると考えられますので、常日頃から地

被災地全般の気象予測を
1日2回更新
防災だけでなく、被災者の
体調管理にも配慮

東北地方から関東地方北部にかけての太平洋沿岸では地盤が大きく沈みます。地盤沈下の大きな地域に対しては高潮注意報で注

被災地では、普段とは異なる生活を強いられることから、いつも以上に健康管理などに留意いただくために、気温や雨等に関する天気情報を利用して下さい。

電力供給がひっ迫している地域(被災地を除く)においては、気温等に関する天気情報を利用し、日中も夜もお出でになる際には、お出でにならない場合は、電気を省いてください。

お出でにならない場合は、電気を省いてください。

※緊急地震速報(予報及び警報)が的確に発表できない場合があることについては、こちらをご覧ください。

気象予測(1日2回(12時、18時頃)更新)

東北地方の太平洋側では、6日から7日までは高気圧に覆われて概ね晴れます。

関東地方では、6日から7日までは高気圧に覆われて概ね晴れます。

東北地方の太平洋側と関東地方ともに、8日から9日までは一時的に晴れ間が現れます。

東北地方の太平洋側の最高気温は、6日から8日までは平年より高く15℃を超えるところが多くなります。

9日から10日までは15℃前後となるでしょう。

11日から12日までは10℃近くまで下がる見込みです。

また最低気温は、11日頃まで平年並か平年より高いところが多い

ところがあります。

12日は平年より低くなり、0℃前後まで冷え込む所

もある見込みです。

関東地方では、6日から8日の最高気温は20℃近くになります。

9日以降おおむね平年並みの15℃前後の日が多いでしょう。

最低気温は11日までは平年並みですが、12日は平年より低くなり、0℃前後まで冷え込む所

もある見込みです。

地震や津波の被災地では、12日頃は冷え込みが再び厳しくなるため、体調管理に留意してください。

また、6日から7日頃にかけては空気が乾燥しますので火の取り扱いに注意してください。

(平成23年4月6日12時00分)

(次のスライドへつづく)

各県の天気の概況、
防災上のコメントを掲載
※別紙1

(前のスライドからつづく)

気象予測資料

被災者・復旧担当者支機の天気情報

青森県 岩手県 宮城県 福島県
茨城県 栃木県 千葉県

※1日1~3回更新します。

被災地域の気象予測資料

被災地の気象
予測
(94地点)
※別紙2

※アメダス観測所の天気、気温および風向風速の予測を地図上に表示して利用することができます。

※1日4回(3時、9時、15時、21時頃)更新します。

気象予報士などの専門家向け資料

高層天気図

数値予報天気図

※気象の実況や予報の解説などにご利用ください。

輸送支援

道路、鉄道、住宅、河川、港湾、
自動車などに関する情報
( 国土交通省ホームページ)

東北地方道路規制情報集約マップなど
( 国土地理院ホームページ)

※国土交通省ホームページへのリンクです。

※国土地理院ホームページへのリンクです。

道路 東北道(主要地点 岩手県 宮城県 福島県)

久慈・宮古方面 釜石秋田線 大船渡・気仙沼方面 山形道 盘越道 相馬・浪江方面

空港 観測資料 被災地周辺空港の気象観測データ(航空気象定時観測気象報 METAR)

予測資料 被災地周辺空港の気象予測データ(運航用飛行場予報 TAF)

時系列情報 青森空港 仙台空港 秋田空港 福島空港 新潟空港 花巻空港 山形空港

空域 国内悪天予想図

港湾 青森港(周辺の気象 沖合の風・波 潮位) 八戸港(周辺の気象 沖合の風・波 潮位) 久慈港(周辺の気象 沖合の風・波 潮位)

宮古港(周辺の気象 沖合の風・波 潮位) 釜石港(周辺の気象 沖合の風・波 潮位) 大船渡港(周辺の気象 沖合の風・波 潮位)

石巻港(周辺の気象 沖合の風・波 潮位) 仙台塩釜港(周辺の気象 沖合の風・波 潮位) 相馬港(周辺の気象 沖合の風・波 潮位)

小名浜港(周辺の気象 沖合の風・波 潮位)

※1日4回(3時、9時、15時、21時頃)更新します。

被災地への
輸送支援資料

別紙1

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う災害時気象支援資料

平成23年4月6日 06時00分 盛岡地方気象台発表

【コメント】

当日06時～翌日06時までの降水量	沿岸北部 0 mm	沿岸南部 0 mm
防災上のコメント	空気の乾燥した状態が続きます。火の取り扱いに注意して下さい。	
今後の注意報の見通し	乾燥注意報は8日まで継続の見込みです。	

【気象予測資料】

時刻	4月6日							4月7日		
	06時	09時	12時	15時	18時	21時	24時	0時	09時	12時
気温(°C)	4	11	16	16	11	7	5	6	10	16
風向	西南西	西	西南西	西	西南西	西南西	西南西	西北西	西北	西
風速(m/s)	4	6	5	5	5	3	3	2	3	4
天気	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
降水量(mm)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

時刻	4月6日							4月7日		
	06時	09時	12時	15時	18時	21時	24時	0時	09時	12時
気温(°C)	6	12	15	15	12	8	7	6	12	16
風向	西南西	西南西	南南西	南南西	西	西北西	西北西	西北西	西北	西南西
風速(m/s)	5	4	4	3	5	2	2	2	3	4
天気	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
降水量(mm)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

各県における
防災上の注意点を特記

時刻	4月6日							4月7日		
	06時	09時	12時	15時	18時	21時	24時	0時	09時	12時
気温(°C)	5	11	15	16	12	8	7	6	12	16
風向	西北西	西	南南西	西南西	西	西北西	西北西	西北西	西北	西南西
風速(m/s)	4	3	3	3	5	2	2	2	3	4
天気	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
降水量(mm)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

時刻	4月6日							4月7日			
	06時	09時	12時	15時	18時	21時	24時	0時	09時	12時	
気温(°C)	5	11	15	15	11	7	5	4	5	11	15
風向	北西北	北北西	北北西	北西	北西	北西	北西	北西	北北西	南	
風速(m/s)	7	7	7	5	5	3	5	4	3	6	4
天気	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	
降水量(mm)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

次の災害時気象支援資料は、4月6日18時00分頃に発表する予定です。
【この資料に関するお問い合わせ先】盛岡地方気象台技術課 019(622)7868

別紙2



NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会

東日本大震災の救援・復興支援に向けた NPO法・税制等に関する緊急要望書

さて、皆様には、NPO活動への理解をいただき、その発展のために尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、被災地の（認定）NPO法人も多くが被害を受けました。また、甚大な被害を受けた被災地の救援・復興のため、全国各地のNPOが一斉に動き始めております。現地での救出活動や救援物資輸送をはじめ、義援金集めや災害ボランティアのコーディネート、被災者のサポートなど懸命に活動しております。

一方で、特定非営利活動促進法（NPO法）や認定NPO法人制度・寄付税制には、所轄庁・国税庁への報告書提出や定款による制限など、制度上の義務・制約がございます。しかし、被災地では書類作成は不可能に近く、また全国のNPO法人も緊急支援を優先せざるを得ないのが現状です。

さらに、東日本大震災からの復興は長期化することが確実であり、被災者に対するNPOの支援活動も継続的に行っていく必要がございます。そのためには、寄付税制をはじめとした税制面などの支援などが不可欠です。

戦後最大の危機である東日本大震災の重大性・緊急性を踏まえ、ぜひとも、被災した（認定）NPO法人への救済措置と、救援・復興活動を行う（認定）NPO法人への支援措置を実現して下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 被災したNPO法人・認定NPO法人に対する救済措置

- NPO法上義務付けられる手続き・報告等の免除・提出期限延長
- 認定NPO法人における一部取消要件の免除
- NPO法人の事業再開に向けた緊急融資や税制支援
- 各省庁のNPO法人向け委託事業・補助金等の報告等の簡素化・期限延長

2. 被災地の救援・復興活動を行うNPO法人・認定NPO法人に対する支援措置

- NPO法人の救援・復興活動を促進するNPO法上の環境整備
- 寄付金税額控除や新PST等の平成23年度税制改正の早期実現
- 認定NPO法人制度や寄付税制の拡充・弾力的運用
- 中央共同募金会「ボランティア・NPO活動支援募金」の弾力的運用
- 内閣府「新しい公共支援事業」交付金の弾力的運用

※本件のご連絡はシーズ松原・関口（電話：03-5292-5471 携帯：080-3311-8421）へ

◆ 要望概要 ◆

被災したNPO法人・認定NPO法人に対する救済措置

● NPO法上義務付けられる手続き・報告等の免除・期限延長

- ・事業年度終了後3ヶ月以内の総会開催・報告書提出等の免除・期限延長
- ・事務所移転や合併・解散手続き等の簡素化
- ・所轄庁をまたぐ事務所移転の定款変更認証を免除 等

理由：NPO法では事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁へ会計報告や事業報告を行うことが義務付けられている。しかし、被災地のNPO法人は職員の避難や事務所の被害等により、社員総会の開催や事業報告書の作成が困難である。総会の定足数に達しない可能性も高い。

※既に「特定非常災害」に該当するとして、内閣府から6月30日までの期限延長が発表されているが、4月-3月を事業年度とする法人に配慮し、一層の延長をお願いしたい。

また、事業継続が困難である等の理由で合併・解散する法人も増加すると思われる他、県内外で事務所を移転する法人も出てくると考えられることから、上記対応を要望する。

● 認定NPO法人における一部取消要件の免除

- ・「役員の特定法人要件」等の取消し要件の適用免除 等

理由：震災による役員の死亡や寄付者名簿の散逸等により抵触する可能性のある認定取り消し要件もあることから、上記対応を要望する。

● NPO法人の事業再開に向けた緊急融資や税制支援

- ・介護保険事業や障害者自立支援事業を行うNPO法人に対する緊急融資
- ・被災したNPO法人に対する（軽）自動車税・自動車取得税等の減免

理由：被災地のNPO法人が事業を再開する際に、特に支出と収入にタイムラグがある介護保険事業者などでは、手元資金不足が表面化し資金繰りが悪化する可能性が高い。津波による被害で自動車を失ったNPO法人もあると考えられるため、上記対応を要望する。

● 各省庁のNPO法人向け委託事業・補助金等の報告等の簡素化・期限延長

- ・各省庁が行うNPO法人に対する委託事業・補助金等の報告や変更届の簡素化・期限延長

理由：被災地でNPO法人が各省庁の委託事業や補助金の報告など事務手続きに忙殺されることのないよう、上記対応を要望する。

被災地の救援・復興活動を行うNPO法人・認定NPO法人に対する支援措置

● NPO法人の救援・復興活動を促進する環境整備

- ・ NPO法人設立認証の認証期間短縮
- ・ 「災害救援活動」「NPO支援」分野追加等の定款変更認証を事後報告化
- ・ 事業年度終了後3ヶ月以内の総会開催・報告書提出等の期限延長（再掲）
- ・ 所轄庁をまたぐ事務所移転の定款変更認証を免除（再掲） 等

理由：被災地支援のため、多くのNPO法人や市民が、「何か自分たちにできることを」と救援活動を始めようとしている。しかし、定款の活動分野に「災害救援活動」「NPO支援」がない法人も多い。通常、NPO法人の設立や活動分野追加は所轄庁の認証が必要で、4ヶ月かかり、迅速な活動展開の足枷になる。また、被災地への緊急支援を最優先している関係で、総会開催や事業報告の余裕がないNPO法人もあることから、上記対応を要望する。

● 寄付金税額控除や新PST等の平成23年度税制改正の早期実現

理由：平成23年度税制改正法案に盛り込まれている所得税における寄付金税額控除方式の導入や新しいパブリック・サポート・テスト（PST）（=3千円以上の寄付者が100人以上）の導入、特定寄附信託制度（日本版ブランド・ギビング信託）の創設など寄付税制の拡充は、被災地の復興のためにも極めて重要であることから、法案の早期成立を要望する。

● 認定NPO法人制度や寄付税制の拡充・弾力的運用

- ・ 個人の寄附金控除上限額（所得金額の40%）引き上げ
- ・ 法人の寄附金損金算入限度額引き上げ（一般寄附金枠の据え置き）
- ・ 寄附金控除制度における「繰り上げ控除制度」の創設
- ・ 法人・個人事業主の被災者向け現物寄付に関する損金算入の弾力的運用
- ・ NPO法人が行うチャリティバザー・公演等に関する収益事業判定の緩和
- ・ NPO法人が集める義援金・活動支援金に対する優遇税制適用明確化
- ・ 認定NPO法人が集める義援金・活動支援金に関する各種制限を緩和 等

理由：既に多くの国民・企業、海外からも700億円を超える寄付が集まっている。継続的で、被災者に寄り添った支援活動がNPOに求められており、より一層の寄付促進が不可欠である。しかし、現行税制では寄付に制約が多い。個人・法人双方の寄付税制拡充をはじめ、（認定）NPO法人がより円滑で積極的な募金集めやチャリティ活動を促進するために、上記対応を要望する。

●中央共同募金会「ボランティア・NPO活動支援募金」の弾力的運用

- ・人件費も対象経費とする、15億円の上限を撤廃するなど、より効果的な運用を実現

理由：指定寄附金対象となった上記募金には、既に6億円近くの寄付が集まっている。寄付者の意思を活かし、より成果を上げるために上記対応を要望する。

●内閣府「新しい公共支援事業」交付金の弾力的運用

- ・内閣府「新しい公共支援事業」交付金の弾力的運用

理由：内閣府・都道府県が実施している「新しい公共支援事業」交付金についても、被災地支援に活用できるように、ガイドラインを改訂するなど、上記対応を要望する。

【別添 資料1】

●中央共同募金会「ボランティア・NPO活動支援募金」の弾力的運用

- ・人件費も対象経費とする、15億円の上限を撤廃するなど

【具体的要望】

- ・中央共同募金会の募集する「災害ボランティア・NPO活動支援募金」において

- 1、専門スタッフの入件費等への助成を認めてください。
- 2、15億円の上限を撤廃してください。

理由： 指定寄附金対象となった上記募金には、既に8億円近くの寄付が集まっています。寄付者は『ボランティア・NPOの息の長い継続的な活動を支えるための「助ける人を助ける」新しい募金』という趣旨に賛同し、寄付しています。寄せられた募金を活かし、より成果を上げるためにには、前例に囚われることなく、ボランティアコーディネーターや組織のマネジャー、一定の期間管理業務等に従事する人への入件費への助成配分を認めるなど、現場からの声を反映していただくようお願いいたします。

モノとボランティアがいても、コーディネーターやマネージャー、そしてきちんとした事務管理者・総務スタッフがいなければ組織や人は機能しません。

【現状の課題と必要性】

ボランティアの意欲が効果的な被災者応援に結び付くには、専門性を身に付けたボランティアコーディネーターや組織マネジメントに長けた専任スタッフの存在が必要であり、その入件費やコーディネーション機能等の維持に関わる経費が不可欠であるとの理解を広く普及する必要があります。

どれほど多くのボランティアが被災地に集っても、被災された人々や避難所・集積所などからの個々のニーズとのマッチングが成立しなければ、その意欲は形になりません。現実に、被災地ではボランティアの支援を必要とし、全国で希望者は殺到しているのにもかかわらず、こうしたマッチングが充分に機能していないこともあります。実際に震災ボランティアが最大限に活躍できておりません。

復興に向けては、被災者の生活再建への願いにボランティアが共感し、被災者の願いの実現を共に進める協働関係を作っていくことも必要です。

さらに、ボランティアは、指示を待つ受け身の姿勢ではなく、自主的・主体的に課題解決にあたろうとする時にこそ、創造性を發揮し、多彩な活動が生み出されます。

そこで、被災者とボランティアの双方の思いを受け止め、両者が対等な関係で課題解決にあたるようサポートする専門職、ボランティアコーディネーター（※）が必要になります。

また、災害復興に向けた活動を継続的に計画だって進めていくには、活動を進める組織の体制整備が不可欠で、明確な活動理念を掲げ組織のマネジメントにあたる人材および現地で事務サポートを継続的に行う組織基盤が必要になります。このことは、壊滅的な被害を受け、雇用が失われた被災地に、新たな雇用を生み出すことにもつながります。

専門性を持った人材が、専従として長期間に渡り現地で活動するためには、無償では限界があります。被災地の復興に向けて、上記スタッフの入件費や事業継続に関わる経費が不可欠であるとの理解をしていただき、制度の改善や弾力的運用、必要な予算措置等をお願いいたします。

※「ボランティアコーディネーター」とは、市民が社会的な活動に参加することを促進し支える専門スタッフのこと。災害時には、被災地などに作られる災害ボランティアセンターや生活拠点などで、被災者の思いや要望、困りごとなどを丁寧に聞き取り、本当に必要としているニーズを掘り起こし、ボランティア活動希望者に正確に伝え、被災者支援の活動に結びつける役割を果たす。(特定非営利活動法人 日本ボランティアコーディネーター協会のホームページより)

国土交通大臣 大畠 章宏 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様

2011年4月7日

特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
理事長 中根 裕

移動支援活動に関する要望

東日本大震災や原発の関係の退避指示によって生み出された被災者・避難者の中には、高齢者・患者・障がい者・子どもなど多くの移動困難者がいます。この方々への救援物資の輸送や、被災地での移動支援、県域を越えた避難のための移動支援、また避難先での通院送迎など、広範囲な移動支援活動が求められています。

これに対して、全国のNPO有償運送事業者、運転ボランティアが救援や移動支援活動を行うに当たって妨げとなっている問題を除くため、早急に以下について実施することを要望します。

1. 道路運送法における自家用有償運送事業者の登録要件である「登録利用者の範囲」「発地着地の制限」等を、震災関係の支援活動に関して緩和すること。
2. 避難者の避難に必要な移動や通院、避難生活中の生活支援を目的とした移動支援活動について、車両運行のガソリン代の負担を軽減する緊急施策を実施すること。

以上

(補足意見) 移動サービス活動関係者

政府が出来ること、政府しか出来ないことがまだまだあると思います。

1. 被災者の支援について

昨日もNHKで放送されていましたが、被災地の避難所は地震と津波の被害で震災後3週間経っても水道や電気が復旧していない、劣悪な環境の状態で、医療機関も次々とパンクして行くくらい、病気になる人が急増しているとのことでした。

物資やボランティアが現地に行くことも大切ですが、劣悪な環境から被災者を救い出すことも重要なことです。そこで、提案ですがグリーンピアやかんぽの宿などの公共の保養施設や企業の保養所に取り敢えず3ヶ月ほど移転していただき、その間に被災地のライフラインや避難所の整備を行う。3ヶ月以内に必ず帰っていただけ。

行方不明の家族がおられて離れがたいという方がおられると思いますので、強制的なものではなく、高齢者や子どもさんのおられる家族など希望される方に勧める方法で構わないと思います。

このままでは、被災者も支援者もお互いに消耗してしまいます。期間を決めて別の手立てを用意しなければならない時期かと思います。

2. 復興資金について

被災地の復興のために国債を発行するというような借金を作るような発想ではなく、税金で賄うことを考える必要があります。取り敢えず消費税を1%か2%上げることに誰も反対はしないでしょう。高速道路の料金割引を止めて反対はしないでしょう。返って倒産しかけているフェリーが息を吹き返すことになります。また、子ども手当を止めても同様です。そして、全ての公共料金を2%~5%程度増額しても、誰も反対をしないかも知れません。電話のユニバーサル料金のような、国民の負担感が少なく、広く浅く徴収できる方法が必要です。多くの負担を国民に求めれば、経済が沈静化してしまい、復興支援になりませんので、そのあたりの加減が難しいところですが、できることから迅速にすることしか方法はありません。

これらのことは、本当はもう分かっているのではないかと思いますが、手遅れにならないように実行して欲しいと思います。また、私たちが享受している水洗トイレは、下水道が復旧しない限り、上水を流すわけには行かないものです。被災地の状況によりますが、下水処理場が破壊された被災地の水道を復旧するには相当の期間を要するものだと思います。そして、そのようなところには、ボランティアも日帰りが可能な人しか入れません。

みんなそれぞれが出来ることをしようとしていますが、この度の震災は余りに広く、余りに甚大で、とにかく行けばいいということでは決してなくて、変化する状況やニーズを見極めて適切な方法を探しながら、長期に渡る支援が必要になります。

備前市社会福祉協議会 中村守勝
〒705-0001 岡山県備前市伊部 2523-3

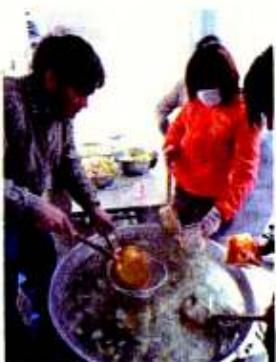
【東北キッチントレーラー生きる力プロジェクト】



【大阪 竹福】 (石巻・雄勝)



【Sweet Treat】 (東松島)



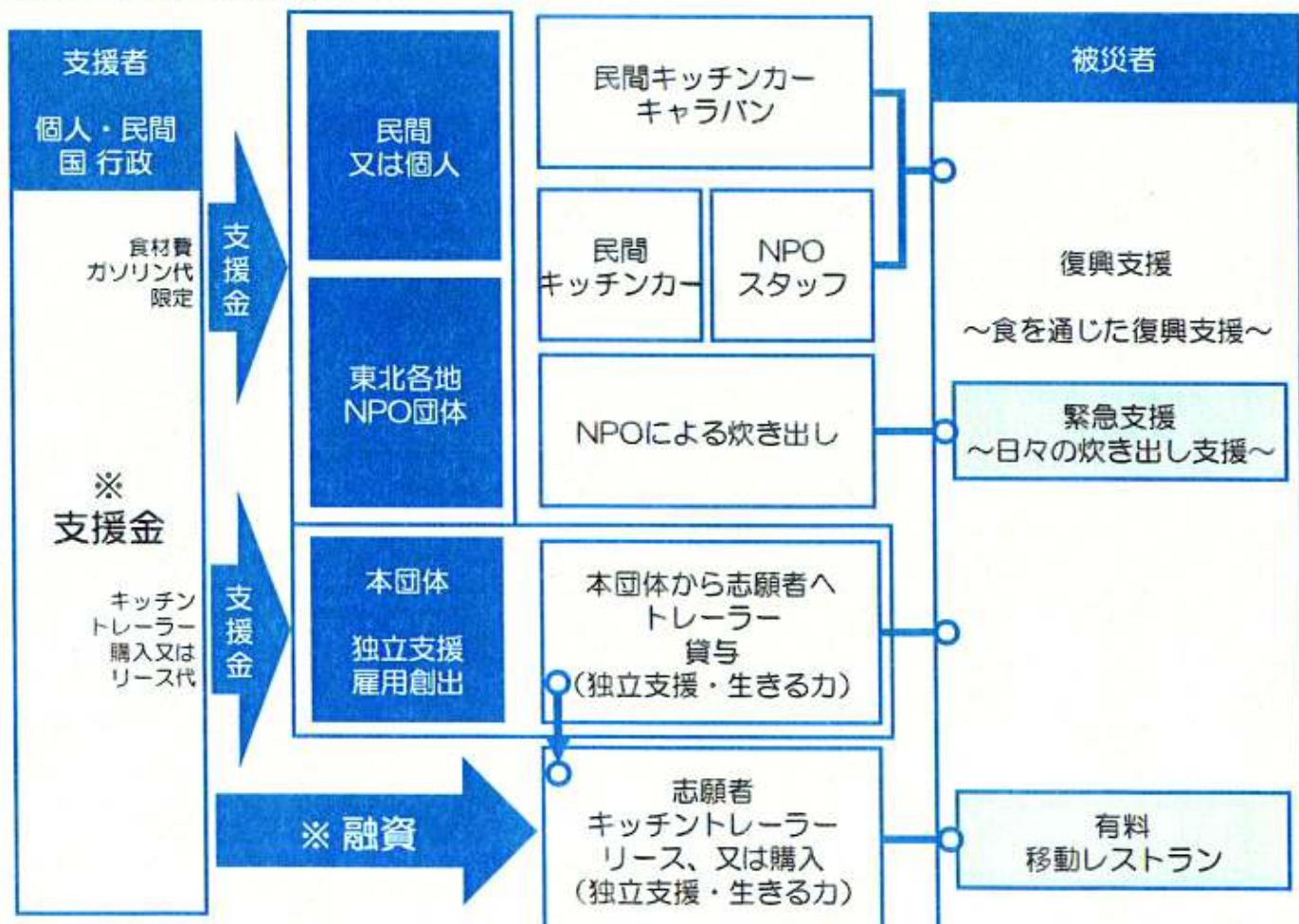
【炊き出し】 (石巻・雄勝)

普段から同社で使っている東北の銘柄牛を被災地の人々に食べていただき、元気になってほしいという想いが込められています。

ハティシエが被災地の子どもたちに出来ることとスイーツをおくっています。

多くのNPOが自費で炊き出しに参加しています。

※印 ご協力頂きたい点



■協力体制・役割 「東北キッチン・トレーラー・生きる力・プロジェクト」

現場実務・・・東日本大震災復興支援市民活動ネットワーク宮城

トレーラー提供・・・株式会社ホットランド

広報・メディア・・・株式会社自然楽校

料理・指導・・・全国の料理人や外食チェーン、食関連企業

東日本大震災支援全国ネットワーク

Japan Civil Network for Disaster Relief in East Japan

《組織概要》

東日本大震災支援全国ネットワークは、東日本大震災における被災者支援のために結成された、全国の災害支援関係のNPO／NGO等、民間団体のネットワークです。

阪神・淡路大震災以来、被災者支援において民間団体も大きな力を発揮してきました。しかし、今回の震災では、その被害があまりにも甚大かつ広域であるため、個々の民間団体がそれぞれに活動していても、支援が届かない地域が出てしまうなど、私たちの支援が効果的に発揮されない可能性があります。

そこで、私たちは、災害支援に関するNPO／NGOをはじめとする民間団体で連携し、被災者の未来のために活動していきたいと考えています。

《活動内容》

活動内容は主に以下の8つがあり、それぞれにチームを形成して取り組んでいます。

- 資金チーム：寄附の効果的活用のための連携
- 地域ネットワークチーム：被災者支援の活動を行う各地のネットワークとの情報交換との連携など
- 制度チーム：制度要望など、政府との連携、規制緩和や災害政府への要望
- ガイドライン・チーム：支援する人のガイドライン作成
- 情報チーム：情報の集約と提供
- ユースチーム：より学生・若者が活動しやすくするための環境整備
- 国際チーム：国際協力NGO、海外のNGO等との連携
- 広報チーム：各種メディア対応

《代表世話人》

- 東京災害ボランティアネットワーク／「広がれボランティアの輪」連絡会議 山崎美貴子
- 特定非営利活動法人 日本NPOセンター 田尻佳史
- 特定非営利活動法人 レスキュー・ストックヤード 栗田暢之

《世話団体》（※は常任世話団体）

- 特定非営利活動法人 NPO事業サポートセンター ※
- 社会福祉法人 大阪ボランティア協会
- 特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター（JANIC） ※
- 公益財団法人 公益法人協会
- 特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 ※
- 特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会

- 認定特定非営利活動 市民活動センター神戸
- 認定特定非営利活動 ジャパン・プラットフォーム（J P F）
- 特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい
- 公益財団法人 助成財団センター
- 社会福祉法人 中央共同募金会 ※
- 東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会
- 東京災害ボランティアネットワーク
- 特定非営利活動法人 日本N P Oセンター ※
- 一般社団法人 日本サードセクター経営者協会
- 財団法人 日本財団 ※
- 日本生活協同組合連合会 ※
- 公益社団法人 日本青年会議所 ※
- 日本赤十字社 ※
- 財団法人 日本Y M C A 同盟 ※
- 被災地N G O協働センター
- 「広がれボランティアの輪」連絡会議 ※
- 特定非営利活動法人 レスキュー・ストックヤード ※

(2011年3月20日更新)

《参加団体・協力団体》

4月4日現在 239団体

《事務局》

東日本大震災支援全国ネットワーク事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5F

東日本大震災支援全国ネットワーク
ご参加・ご協力のお願い

2011年3月24日
東日本大震災支援全国ネットワーク

東日本大震災の被災者支援で活動されているボランティア団体・NPO・企業等の皆さんへ。

2011年3月11日、私たち日本は未曾有の大災害に見舞われました。多くの尊い命が奪われてしまいました。また、被災後、多くの方が過酷な状況下におかれています。

私たち被災者支援のボランティア・NPOは、このような方々の支援をすべくいち早く活動を開始しています。

過去、阪神淡路大震災、中越地震等の大災害が起きた際には、多くの被災者支援ボランティア・NPOが、被災地に入り支援活動に奮闘しました。しかしながら図らずも、活動自体が被災地域に負担をかけてしまったり、支援者も活動中にケガをしてしまったり、ショックを受けて心に傷を負ってしまうなど悲しい事態も起こりました。

このような事態を最小限にし、個々の被災者支援ボランティア・NPOそしてそれらと連携・協力する諸団体・機関が、最大限の力を発揮して、今回の大災害からの一日も早い復旧・復興を実現することが今求められています。

私たちは、今回、別紙の「メッセージ」を趣旨とし、「東日本大震災における被災者支援のために活動する全国のボランティア及びボランティア団体・NPO・NGO等の民間非営利組織を支援することを目的」として、「東日本大震災支援全国ネットワーク」を立ち上げたものです。

ぜひとも、趣旨をご理解の上、多くの団体の皆さんのご参加・ご協力をお願いいたします。

【お申込みはウェブフォームより登録ください】
http://kouikinet.jp/ej_join/index.html

東日本大震災支援全国ネットワーク（連絡先）
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

メッセージ 『私たちは被災地の皆さんとともに歩みます』

今回、有史以来の大災害で亡くなった大勢の方々のご遺族の皆さんに、心からお悔やみを申しあげます。大変な状況におられるすべての被災者の皆さんに、心よりお見舞い申しあげます。ときに自然とは、何とむごいことをもたらすのでしょうか。インタビューに「何もかも失った」と語っておられる方の心中をお察しすると、胸が張り裂けそうです。

私たちが置かれている状態は、これまで私たちが考えていた以上に筆舌に尽くしがたいものであります。私たちは、一刻も早く被災している現地にはせ参じる努力をしています。必ずそばに参ります。私たちのふるさとがまた元気になるまで、その復興の道を共に歩んでいくことを決意いたします。

互いの支え合い、被災しながら救援活動に全力を上げている私たちの仲間や自治体の方々、そして政府と共に全国から駆けつけた警察・消防・自衛隊の方々、現地の様子を伝えているマスコミの皆さんがいます。

未曾有な広域被害にひるむことなく、互いに連携・協働して、被災した方々一人ひとりの「いのち・くらしの再建」に向けて、惜しみなく力を出し合いましょう。

日本には「おたがいさま」という素晴らしい伝統があります。国際語にもなりつつある「KIZUNA（絆）」という、人として何事にも代え難い精神が宿っています。いまこそ、必ず立ち直っていくという「希望」を持って、一緒にこの大きな困難に立ち向かっていきましょう。

2011年3月16日

東日本大震災支援全国ネットワーク